

令和4年版

かさあかのふくし



笠岡市社会福祉事務所 69-2133
笠岡市社会福祉協議会 62-3507

目 次

1組織図及び名簿	4
(1) 笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図	
(2) 笠岡市社会福祉協議会組織	
(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿	
(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿	
(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿	
(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿	
2社協会費及び寄付金	14
(社会福祉協議会)	
(1) 会員・会費及び寄付金	
3地域福祉活動の推進	15
(社会福祉協議会)	
(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実	
(2) ふれあい・いきいきサロン	
(3) 相談事業	
(4) 福祉教育の推進	
(5) ボランティアの養成・支援	
(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実	
4児童福祉及び青少年健全育成	18
(笠岡市)	
(1) 保育所・認定こども園	
(2) 家庭児童相談室	
(3) 助産施設	
(4) 母子生活支援施設	
(5) 児童厚生施設	
(6) 放課後児童クラブ	
(7) 地域子育て支援拠点事業	
(8) 保育支援サービス	
(9) 児童扶養手当	
(10) 母子寡婦福祉事業関係	
(11) 子育て支援コンシェルジュ	
(12) 子どものショートステイ事業	
(13) 要保護児童対策事業関係	
(14) 母子保健事業	

5健康増進・保健事業	30
(笠岡市)	
(1) 地域保健の現状と重点目標	
(2) 健康増進事業の概要	
(3) 診療施設の概要	
6生活保護制度	35
(笠岡市)	
(1) 生活保護法抜粋	
(2) 保護の種類	
(3) 保護施設の種類	
(4) 生活保護世帯等	
7共同募金・日赤	39
(社会福祉協議会)	
(1) 「赤い羽根」共同募金運動の推進	
(2) 歳末たすけあい運動の推進	
(笠岡市)	
(1) 赤十字会員増強運動年次経過	
8老人福祉	41
(社会福祉協議会)	
(1) 地域包括支援センター	
(2) 敬老会への補助	
(3) 笠岡市老人クラブ連合会への助成	
(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	
(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業	
(6) 健康長寿愛らんど事業	
(7) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営	
(笠岡市)	
(1) 介護保険	
(2) 老人福祉	
9障がい者福祉	52
(社会福祉協議会)	
(1) 障がい者福祉関係の補助・助成	
(笠岡市)	
(1) 身体障がい者福祉	
(2) 知的障がい者福祉	
(3) 精神障がい者福祉	
(4) 障がい福祉サービス	
(5) 障がい児通所支援等	

10災害見舞,資金貸付,法外援助…………… 61

(社会福祉協議会)

- (1) 緊急援護資金貸付金
- (2) 生活福祉資金貸付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) 入学支度資金貸付事業

(笠岡市)

- (1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

11その他…………… 63

(社会福祉協議会)

- (1) 権利擁護事業
- (2) 笠岡市・里庄町成年後見センター
- (3) 老人福祉センター
- (4) 保健センター

(笠岡市)

- (1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

資 料…………… 68

笠岡市社会福祉協議会活動集計表

社協概要

笠岡市・里庄町成年後見センターパンフレット

笠岡市福祉ボランティア団体紹介

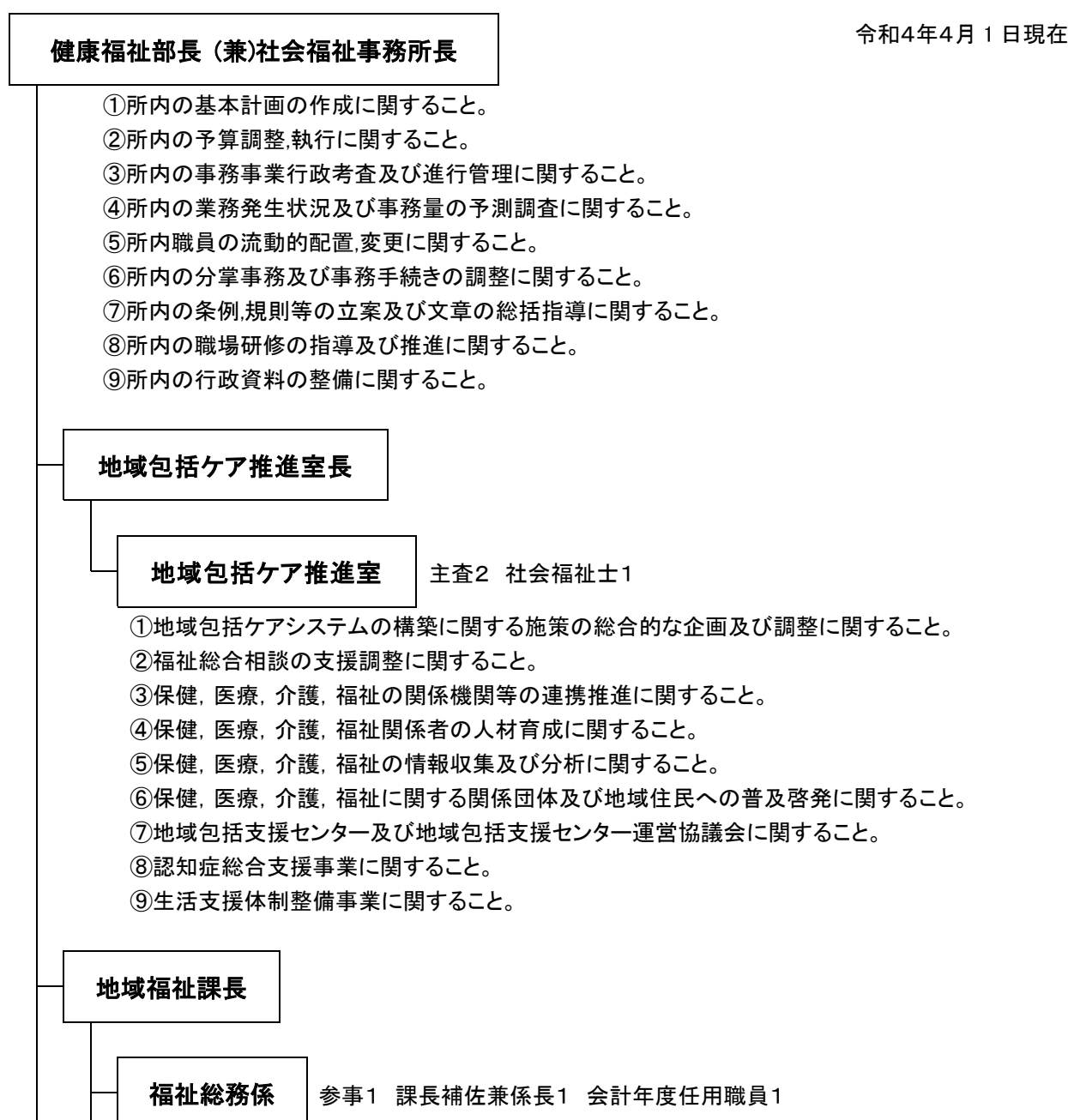
笠岡市施設一覧表

笠岡市統計資料

1 組織図及び名簿

(1)笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図

笠岡市健康福祉部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、地域包括ケア推進室、地域福祉課、長寿支援課、健康推進課（他に恵風荘、病院建設推進室、新型コロナウイルスワクチン対策室があります。）で構成されています。また笠岡市こども部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、子育て支援課、こども育成課で構成されています。その中で、笠岡市社会福祉事務所は健康福祉部及びこども部内に設置され、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護育成又は更正の措置その他特に市長が命じた社会福祉に関する事務をつかさどる行政機関です。



- ①社会福祉法人指導及び監査に関すること。
- ②避難行動要支援者台帳の管理に関すること。
- ③民生委員児童委員に関すること。
- ④戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
- ⑤災害見舞金、災害援護及び被災者生活再建に関すること。
- ⑥福祉諸団体補助金に関すること。
- ⑦日本赤十字社事務に関すること。
- ⑧保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- ⑨り災証明等に関すること。
- ⑩地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ⑪社会福祉統計及び諸報告に関すること。
- ⑫公印の管理に関すること。
- ⑬課の庶務に関すること。

障がい福祉係

係長1 主任主事1 主事1 主事補1 精神保健福祉士1 社会福祉士1
手話通訳者(嘱託)1 嘱託1 会計年度任用職員3

- ①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者総合支援法に関すること。
- ②障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ③障がい者の差別解消に関すること。
- ④特別障害者手当等に関すること。
- ⑤笠岡市児童福祉年金に関すること。
- ⑥福祉基金助成事業に関すること。
- ⑦児童福祉法による支援費等の給付に関すること。
- ⑧特別児童扶養手当に関すること。
- ⑨障がい福祉団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- ⑩障がい者の一般就労支援に関すること。
- ⑪障がい者虐待防止に関すること。

生活福祉課長

課長補佐2 主事1 社会福祉士2 就労支援員(嘱託)2 会計年度任用職員1
相談支援員(嘱託)3

- ①生活保護法に関すること。
- ②法外援護に関すること。
- ③行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ④生活困窮者の自立支援に関すること。

長寿支援課長

介護保険係

課長補佐1 係長1 主任主事1 主事1 理学療法士1
会計年度任用職員5 嘱託職員9

- ①介護保険法に関すること。
- ②介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- ③介護保険事業に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- ④介護保険被保険者の資格管理に関すること。
- ⑤介護保険給付に関すること。

- ⑥介護認定等に関する事。
- ⑦社会福祉法人及び利用者の負担金減免等に関する事。
- ⑧高額介護(合算)サービス費等の支給及び貸付に関する事。
- ⑨第三者行為請求事務に関する事。
- ⑩介護保険運営協議会に関する事。
- ⑪介護サービス相談員業務に関する事。
- ⑫高齢者等住宅改造費補助金に関する事。
- ⑬地域支援事業に関する事。
- ⑭地域包括支援センターの運営に関する事。
- ⑮介護保険に係る不服審査等に関する事。

介護事業者指導係

係長1 主任主事1

- ①介護保険施設等の指導監査に関する事。
- ②居宅介護支援事業者の指定事務、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ③地域密着型サービス事業者の指定事務、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ④基準該当サービス事業者の登録等、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑤離島等相当サービス事業者の登録等、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑥介護予防・日常生活支援総合事業(指定事業者)の指定事務及び指導監督に関する事。
- ⑦介護給付適正化に関する事。

高齢福祉係

係長1 主事1 主事補1 社会福祉士1

- ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する事。
- ②高齢者福祉推進計画の策定及び推進に関する事。
- ③高齢者の福祉に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- ④高齢者の社会福祉施設等の設置、廃止及び管理に関する事。
- ⑤高齢者の在宅福祉支援事業に関する事。
- ⑥敬老事業に関する事。
- ⑦高齢者の社会福祉施設への措置に関する事。
- ⑧老人福祉センターに関する事。
- ⑨市民後見人事業に関する事。
- ⑩高齢者虐待防止に関する事。

健康推進課長

健康推進係

参事(兼)1 課長補佐1 係長1 主査1 主事補1 保健師9 管理栄養士1
非常勤看護師5 嘱託看護師1 嘱託保健師1 非常勤栄養士1
会計年度任用職員3

- ①保健施策の企画及び推進に関する事。
- ②保健師及び栄養士活動の総合調整に関する事。
- ③保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関する事。
- ④地域医療の調整に関する事。
- ⑤診療施設に関する事。
- ⑥医療機関との連絡に関する事。

- ⑦健康増進の計画の策定及び推進に関すること。
- ⑧成人の栄養改善に関すること。
- ⑨生活習慣病予防に関すること。
- ⑩歯科保健に関すること。
- ⑪こころの健康に関すること。
- ⑫感染症及び健康危機管理に関すること。
- ⑬保健センターに関すること。
- ⑭食育の推進に関すること。
- ⑮献血推進に関すること。

診療所

こども部長

子育て支援課長

子育て支援係

課長補佐兼係長1 主任主事1 母子父子自立支援員(嘱託)1
 コンシェルジュ(嘱託)1 アドバイザー(嘱託)1 アドバイザー(臨時)1
 会計年度任用職員2

- ①児童の保健福祉施策の企画及び推進に関すること
- ②児童福祉法に関すること
- ③次世代育成支援対策推進法に関すること
- ④母親クラブの育成に関すること
- ⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること
- ⑥ファミリーサポートセンター事業に関すること
- ⑦児童扶養手当に関すること
- ⑧市遺児激励金及び遺児年金に関すること
- ⑨放課後児童クラブに関すること

すこやか親子係

係長1 主査1 保健師1 主任主事1 保健師(非常勤)2
 准看護師(非常勤)1 臨床心理士(嘱託)1 会計年度任用職員1

- ①母子保健に関すること。
- ②予防接種に関すること。
- ③子どもの食育推進に関すること。

子育て世代包括支援センター

センター長(兼務)1 係長1(兼務) 主査1(兼務)
 保健師(兼務)1 保健師(嘱託)2

- ①妊娠・出産及び育児に関する情報提供・相談支援に関すること。
- ②支援のためのプラン作成・評価に関すること。
- ③保健・医療及び福祉等の関係機関との連絡調整・ネットワークづくりに関すること。

子ども家庭総合支援拠点

所長(兼務)1 係長(兼務)1 主査(兼務)1 保健師(兼務)1
 社会福祉士1 臨床心理士(嘱託・兼務)1
 家庭相談員(嘱託)1 子ども家庭支援員(嘱託)1

- ①要保護児童対策に関すること。
- ②家庭児童相談に関すること。

こども育成課長

こども育成係

係長1 主幹兼指導主事(幼稚園教諭)1 主査(栄養士)1 主査(技師(調理員))
 1 技師(調理員)1 主事1 主事補1 保育士2 保育士(嘱託)1・(臨時)3 嘱託
 事務員1 会計年度任用職員1

- ①就学前児童の教育及び保育の施策の推進に関すること。
- ②保育所及び幼稚園の保育料に関すること。
- ③市立の保育所及び幼稚園の運営、施設の管理及び保全に関すること。
- ④私立の就学前教育保育施設等の監査及び指導助言に関すること。
- ⑤幼保一体化の推進に関すること。

保育所(4園)

所長4 主任保育士1 保育士12 教諭1 臨時保育士9 非常勤保育士10
 技師(調理員)8 嘱託調理員1 非常勤調理員1

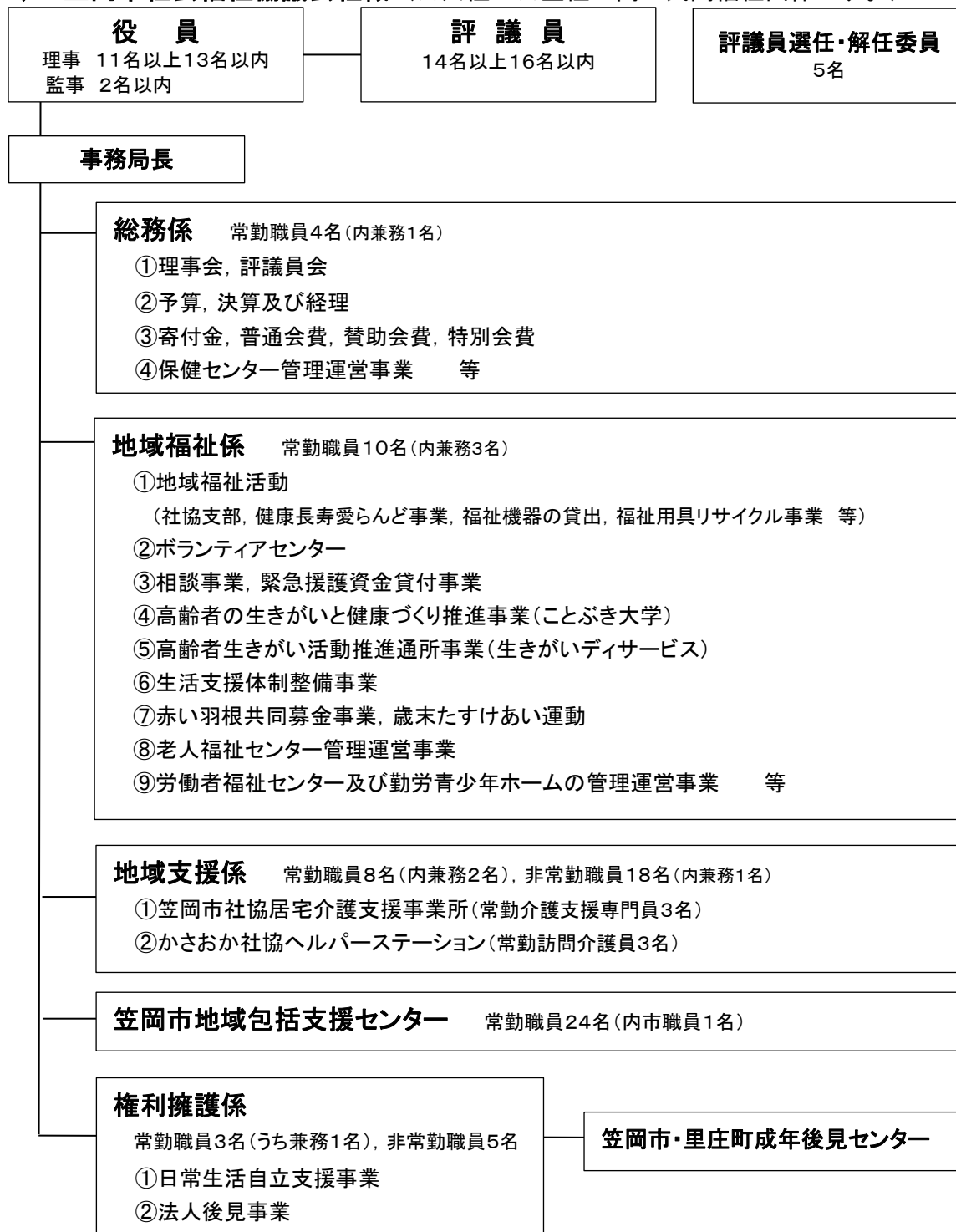
- ①児童福祉法に関すること
- ②保育所の保育指導に関すること

認定こども園(2園)

園長2 教頭2 主幹保育教諭2 保育教諭9 臨時保育教諭5
 非常勤保育教諭8 技師(調理員)3

- ①認定こども園法に関すること。
- ②認定こども園の保育教育指導に関すること。

(2) 笠岡市社会福祉協議会組織（公共性・公益性の高い民間福祉団体です。）



常 勤	正規職員	21名
	嘱託職員	24名
	合 計	45名

非 常 勤	登録ヘルパー	13名
	同行援護	5名
	日援支援員	5名
	事務	1名
	合 計	24名

(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿 (令和4年7月1日)

○評議員名簿

	氏 名	備 考
1	濱 田 仁 海	笠岡市民生委員児童委員協議会
2	円 慶 江	笠岡市社会福祉協議会大井支部
3	野 村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会
4	藤 井 保 之	笠岡地区保護司会
5	高 木 千 代 子	笠岡地区更生保護女性会
6	伊 藤 映 子	笠岡市愛育委員協議会
7	天 野 喜 代 美	笠岡市婦人協議会
8	山 本 昭 夫	笠岡市公民館協議会
9	宇 根 山 肇	笠岡市老人クラブ連合会
10	中 井 澄 子	社会福祉法人新生寿会
11	中 山 直 明	特定非営利活動法人すみれ会
12	山 名 照 知	笠岡市保育協議会
13	木 野 山 眞 吾	一般社団法人笠岡医師会
14	佐 藤 公 三	笠岡市校園長会
15	妹 尾 勇 司	笠岡市役所

※任期 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○理事名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	天 野 美 彦	学識経験者
2	副会長	高 橋 昌 文	民生委員児童委員協議会
3	副会長	杉 野 寧	学識経験者
4	常務理事	宮 岡 省 二	笠岡市社会福祉協議会事務局長
5	理 事	大 嶋 元 義	笠岡市行政協力委員長協議会
6	理 事	浅 野 正 明	民生委員児童委員協議会
7	理 事	井 上 晴 美	民生委員児童委員協議会
8	理 事	猪 木 篤 弘	笠岡医師会
9	理 事	伊 藤 俊 介	社福)天神会
10	理 事	三 谷 幸 男	社福)サンフェニックス
11	理 事	橋 本 晴 美	笠岡市ボランティア連絡協議会
12	理 事	清 水 輝 一	笠岡市社会福祉事務所
13	理 事	小 寺 隆 雄	社会福祉協議会支部

※任期 令和4年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○監事名簿

	氏 名	備 考
1	西 江 敬 一	社会福祉事業に学識経験を有する者
2	江 原 和 之	財務諸表等を監査し得る者

(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿

支部名	支部長名
笠岡東	本保 泉
笠 岡	多賀 一磨
金浦	筒井 清人
城見	中谷 寛
陶山	瀬戸 信吉
大井	円 慶江
吉田	石田 逸馬
新山	高木 千代子
北川	藤原 真佐子
今井	小寺 隆雄

支部名	支部長名
大島	有岡 達生
横江・美の浜	西島 朗
神内	井口 和光
神外	小西 徹
高島	河田 達夫
飛島	山河 菊野
白石島	天野 香代子
北木島	河田 英輔
真鍋島	前田 智勉
六島	三宅 忠信



(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿(令和4年4月1日)

会 長 高 橋 昌 文

副会長 浅 野 正 明

副会長 数 口 悦 子

監 事 西 江 敬 一

監 事 濱 田 仁 海

(市内 16 地区 160 人)

地区名	会長	電話番号	副会長	電話番号
笠岡	前田 秀子	63-6039	浅岡 憲之 木村 みつこ	60-0755 63-6356
中央	藤澤 齊	63-6871	石田 美恵子	090-3373-8699
金浦	筒井 清人	66-4461	内尾 京子	66-2906
城見	松浦 喜孝	66-0309	原田 道恵	66-3977
陶山	西江 敬一	66-2132	瀬戸 信吉	66-2057
大井	守屋 重信	63-4881	内海 弘之	63-0372
吉田	徳山 政士	65-2444	佐藤 澄江	65-2512
新山	濱田 仁海	65-3254	佐内 繁文	65-2616
北川	高橋 昌文	65-0118	塩田 賢三	65-1951
今井	小川 順子	62-5577	小寺 弘子	62-3211
大島	浅野 正明	67-1393	尾崎 和枝	67-3331
神内	井上 晴美	67-1417	湯場 勢津子	67-6985
神外	小西 徹	67-2020	藪田 宏治	67-4930
白石	山本 榮則	68-3206	天野 香代子	68-3021
北木	天野 朝光	68-2729	天野 智子	68-2019
真鍋	数口 悦子	68-3648	三宅 忠信	68-4372

(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

	役職名	地区	氏名	単位クラブ数
1	会長	神島	宇根山 肇	5
2	副会長	北木	天野 秀範	2
3	副会長	大井	鏡山 輝雄	4
4	副会長	大島	高田 省一郎	12
5	副会長	横江・美の浜	金本 久美恵	
6	理事	笠岡	原田 治夫	4
7	理事	今井	仁科 智之	5
8	理事	金浦	清水 恭道	3
9	理事	城見	福武 諄	3
10	理事	陶山	田中 富夫	4
11	理事	吉田	吉岡 哲郎	4
12	理事	新山	佐藤 芳博	4
13	理事	横江・美の浜	難波 勝男	3
14	理事	新横島・緑町	西村 輝子	6
15	理事	神外	河田 達夫	2
16	理事	白石	山川 十良	5
17	理事	真鍋	関東 治樹	2
18	監事	大島	原田 洋介	
19	監事	新横島・緑町	藤井 あやえ	
合 計				68

2 社協会費及び寄付金

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、地域の方々との協働のもと福祉活動の充実を保健・医療・福祉の関係団体とともに推進していくため、会員制度を導入しています。

(1) 会員・会費及び寄付金

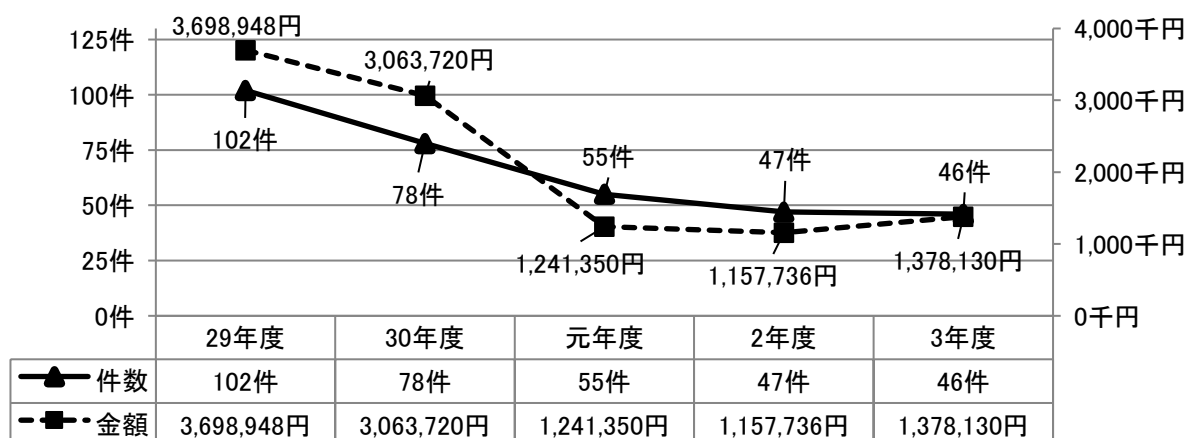
① 会費の状況

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
普通会員	13,790 世帯	13,289 世帯	13,407 世帯	13,162 世帯	12,838 世帯
	6,895,000 円	6,644,500 円	6,703,500 円	6,581,000 円	6,419,000 円
賛助会員	583 人	584 人	589 人	573 人	601 人
	626,000 円	628,000 円	636,000 円	615,000 円	652,000 円
特別会員	114 口	114 口	124 口	126 口	124 口
	570,000 円	570,000 円	620,000 円	630,000 円	620,000 円

普通会費支部別(単位:世帯)

支部名	2 年度	3 年度	比較	支部名	2 年度	3 年度	比較
笠岡東	1,774	1,654	-120	大 島	1,114	1,157	43
笠 岡	1,677	1,643	-34	横江・美の浜	918	888	-30
金 浦	1,358	1,335	-23	神 内	550	544	-6
城 見	857	819	-38	神島外	200	198	-2
陶 山	398	388	-10	高 島	32	31	-1
大 井	1,449	1,400	-49	飛 島	63	61	-2
吉 田	746	739	-7	白石島	178	172	-6
新 山	466	60	-6	北木島	168	156	-12
北 川	587	576	-11	真鍋島	89	82	-7
今 井	509	507	-2	六 島	29	28	-1
合 計					13,162	12,838	-324

② 寄附金の状況



3 地域福祉活動の推進

○社会福祉協議会

域福祉活動計画のもと、住民の方・福祉団体等と協働で福祉のまちづくり実現のため活動を行っています。

(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実

おおむね小学校区に 20 の支部を組織し、社協会費を主な財源として、地域福祉活動を行っています。

地域で支援が必要な人の早期発見と、住民ならではの細やかな見守り活動の充実を図るため、福祉委員を組織し、また研修会を行っています。

ア 社協支部ごとの福祉委員配置状況

福祉委員は、各社協支部で設置され、ふれあいサロンをはじめ友愛訪問、見守り活動などの活動を行う中で身近なところでの地域の困りごとを発見し、社協や専門職へつなぐアンテナ役として活動を行っています。

(単位:人)

笠岡東	笠岡	金浦	城見	陶山	大井	吉田
76	84	61	24	42	30	40
新山	北川	今井	大島	横江・美の浜	神内	神外
38	89	27	66	22	21	52
高島	飛島	白石島	北木島	真鍋島	六島	合計
2	7	29	16	13	9	748

(2) ふれあい・いきいきサロン

社協支部で開催されているサロン活動において参加者、ボランティアに対し活動の援助を行うとともに、福祉制度の情報提供や参加高齢者の実態把握のための訪問を行っています。専門職の支援が必要と思われる参加者へは、専門機関と協働し見守り支援体制の整備を図っています。

	R2年度	R3年度
高齢者サロン数	154 箇所	154 箇所
子育てサロン	11 箇所	11 箇所

(3) 相談事業

地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、専門機関と連携して相談と援助活動を行っています。

ア 法律相談 毎月 第3金曜日 相談員 小寺弁護士、谷川弁護士

イ 一般相談・ほのぼの相談 月曜日～金曜日

相談員 民生委員地区会長 社協職員 他

	R2年度	R3年度
法律相談	41 件	44 件
一般相談	609 件	775 件

(4) 福祉教育の推進

福祉意識の向上のため、学校の協力を得て、福祉学習の導入、体験学習などの機会を持ち、福祉に関する意識啓発を行っています。

特に、障がいを持つ当事者を招いての取り組みを希望する場合には、導入から体験、振り返りまでの計画を当事者と一緒に計画して取り組みました。

	学校名等	R2年度	R3年度
小学校	中央(4)笠岡(3)今井(1)金浦(2)城見(1)陶山(3)大井(1) 吉田(1)北川(2)大島(2)神内(1)北木(1)	10 回	22 回
中学校	笠岡東(3)・神外(1)・大島(1)	2 回	5 回

※括弧内は実施回数

(5) ボランティアの養成・支援(福祉ボランティアについては、資料参照)

市内福祉ボランティア団体の活動促進とボランティア養成に努め、総合ボランティアセンターの機能を利用し、実施しています。

- ア ボランティア入門講座の開催
- イ ボランティアグループの各種行事への参加
- ウ ボランティアグループへの相談援助
- エ ボランティア連絡協議会の開催 毎月1回
- オ 登録グループへの活動費の助成
- カ ボランティア保険など各種保険の加入促進
- キ 個人・団体ボランティアの登録促進

①夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に夏休み期間中に市内の福祉施設やボランティアグループなどでの活動を通して、社会福祉への理解や意識の向上を目的として体験活動を実施しています。

	R2年度	R3年度
参加人数	中止	中止
受入先(施設・グループ)	中止	中止

(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実

○ 老人クラブの育成・支援(役員名簿参照)

社会福祉協議会では高齢者の生きがい活動・健康維持を目的に活動を中心的に行っている市内老人クラブへ助成を行い、活動の活性化のための支援を行っています。

	R2年度	R3年度
老人クラブ数	74 クラブ	70 クラブ
会員数	3,568 名	3,194 名

※老人クラブ活動 重点目標

- ① 魅力ある老人クラブづくりと会員の加入促進
- ② 地域社会福祉活動への積極的参加と健康づくり・予防活動の事業実施

- ③ 老人クラブ指導者の資質の向上に努める。
- ④ 老人クラブ女性部の活動推進と女性役員登用の促進
- ⑤ 生きがいと健康増進に努め、明るく豊かな地域づくりの促進
- ⑥ 各地区連合会の充実強化

ア 福祉機器の貸出(車いす・チャイルドシート・ジュニアシート)

介護保険(要介護2以上の認定を受けている方)に該当する方を除く在宅介護・福祉教育・旅行等での介助等を行うために利用する車椅子を最大3カ月間貸し出ししています。

平成29年度より国際ソロプチミスト笠岡との共同事業としてチャイルドシート、ジュニアシートの貸出をおこなっています。

イ ふれあいいきいきサロン等地域での福祉活動へゲーム器材等の貸出を行っています。

ウ 福祉用具リサイクル事業

市民の善意により提供された、家庭で不用になった福祉用具を、登録制により、必要な方への橋渡しを行っています。福祉用具の情報については、笠岡市社会福祉協議会ホームページ及び社協だよりにて情報提供を行っています。

	2年度	3年度
提供登録数	141	166
希望登録数	170	159
成立件数	158	146

・リサイクル品一覧

	品目
児童関係	チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカー・ベビーチェア・学生服 等
高齢者関係	車いす・ポータブルトイレ・シャワーチェア・電動ベッド・紙パンツ等

エ 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護されている介護者がお互いに交流できる場を設け、介護者の身体的・精神的な負担を軽減し、心身のリフレッシュを図ることを目的に実施しています。

家族介護者の会(そよ風の会)の開催。年2回のリフレッシュ旅行等の実施。

交 流 会	毎月第2水曜日 13:00～15:00 老人福祉センター
リ フ レ ッ シ ュ 旅 行	年2回

4 児童福祉及び青少年健全育成

(1) 保育所・認定こども園(保育部分) ※以下「保育所等」という

保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする児童を、保護者にかわって保育するところです。

ア 入所できる基準

(ア) 入所申込み時点で、保護者・児童が笠岡市に居住し、住民登録をしていること。

ただし、特別の事情がある場合、住民登録予定を含む。

(イ) 保護者及び同居の親族が次のいずれかの理由により、児童を保育するものがない家庭であること。

(労働)

a 1 か月に 64 時間以上労働することを常態としている場合

(妊娠・出産)

b 妊娠中であるか、または、出産後間もない場合。(入所期間: 出産予定月の前 2 ヶ月及び出産後 2 ヶ月)

(疾病等)

c 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合

(介護等)

d 同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護している場合

(災害復旧)

e 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合

(求職活動)

f 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合(入所期間: 3 か月間)

(就学)

g 就学している場合。(職業訓練校等における職業訓練を含む)

(虐待・DV)

h 虐待やDVのおそれがある場合

(育児休業)

i 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

(その他)

j 前各号に類する状態であると市長が認めた場合

イ 施設数及び定員数(令和4年4月1日現在)

市立	6 施設	定員	375 人
私立	12 施設	定員	864 人
合計	18 施設		1,239 人

ウ 笠岡市保育所等入所児童等の推移(各年度4月1日現在)

(ア) 就学前児童数の推移

(単位:人)

年度 年令	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
0 才	304	309	302	270	265	249	209	233	204	170
1 才	318	316	323	311	271	273	263	211	240	206
2 才	338	342	334	330	318	274	274	276	211	245
3 才	386	338	341	335	325	325	275	282	269	210
4 才	348	393	342	343	346	337	322	267	288	273
5 才	377	352	395	346	339	343	341	321	269	286
合 計	2,071	2,050	2,037	1,935	1,864	1,801	1,684	1,590	1,481	1,390

①保育所等児童数の推移

(単位:人,%)

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
定 員	公立	440	440	440	360	360	360	360	375	375	375
	私立	805	805	865	925	895	970	962	948	955	864
	合計	1,245	1,245	1,305	1,285	1,255	1,330	1,322	1,323	1,330	1,239
入所児童数		1,135	1,150	1,185	1,158	1,144	1,158	1,108	1,098	990	966
就学前児童に 対する充足率		54.8	56.1	58.2	59.8	61.4	64.3	65.8	69.1	66.8	69.5
定員に対する 充 足 率		91.2	92.4	90.8	90.1	91.2	87.1	83.8	83.1	89.8	78

※H30 年度以降は認定こども園(保育部分)を含む。

エ 保育所等施設一覧表(令和4年4月1日現在)

設置主体	施設の名称	所在地	施設長	電話番号
市	吉田保育所	吉田 2376-1	城 戸 美 代 子	65-1002
市	新山保育所	山口 3281-1	村 上 真 理 子	65-1080
市	北川保育所	走出 4100-1	荒 川 真 奈 美	65-0204
市	城見保育所	用之江 2318-2	細 川 映 理 子	66-1701
市	(休所) 外浦保育所	神島外浦 1566	—	—
市	(休所) 真鍋島保育所	真鍋島 4007-2	—	—
市	青空認定こども園	カブト南町 188	料 治 聡 子	67-3164
市	ひまわり認定こども園	八番町1-8	永 原 悦 子	62-2310
(福)	和光みらい園	富岡 277-5	山 名 照 知	67-0802
個	(休園) 双葉保育園	笠岡 294	—	—
(福)	金浦認定こども園	金浦 1565	木 村 和 子	66-0190
(福)	つばくろ認定こども園	西大島 1756	清 水 明	67-0127
(福)	富岡保育園	富岡 605	伊 藤 季 実	62-2487
(福)	まやこども園	笠岡 2786-2	無 垢 品 政 子	63-1567
(福)	若竹保育園	小平井 2096-1	高 橋 敦 子	62-4114
(福)	新川保育所	金浦 737	片 岡 丸 恵	66-1668
(福)	笠岡認定こども園	笠岡 3190-1	無 垢 品 巖 生	62-3438
(福)	太陽の森認定こども園	生江浜 1079-5	山 足 千 賀 子	60-0233

オ 保育所等保育料(月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
		0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
		0	0	0
第3階層	市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	14,000	0	0
		13,800	0	0
第4階層	市町村民税のうち所得割が48,600円未満である世帯	18,100	0	0
		17,800	0	0
第5階層	" 48,600円以上 52,200円未満	22,200	0	0
		21,800	0	0
第6階層	" 52,200円以上 69,000円未満	25,900	0	0
		25,500	0	0
第7階層	" 69,000円以上 97,000円未満	26,600	0	0
		26,100	0	0
第8階層	" 97,000円以上 116,200円未満	30,000	0	0
		29,500	0	0
第9階層	" 116,200円以上 139,000円未満	35,000	0	0
		34,400	0	0
第10階層	" 139,000円以上 169,000円未満	43,000	0	0
		42,300	0	0
第11階層	" 169,000円以上 191,200円未満	46,900	0	0
		46,100	0	0
第12階層	" 191,200円以上 214,000円未満	49,000	0	0
		48,200	0	0
第13階層	" 214,000円以上 301,000円未満	51,200	0	0
		50,300	0	0
第14階層	" 301,000円以上	53,400	0	0
		52,500	0	0

4月～8月は、前年度市町村民税額 9月～3月は、当該年度市町村民税額

4月1日時点の年齢が3～5歳及び住民税非課税世帯の0～2歳の保育所等利用料は、元年10月以降無償化されました。

◆第2子の保育料

・一般世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の4分の1となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が57,700円未満の方は、徴収金基準の4分の1、市民税所得割額が57,700円以上の方は、徴収金基準額の半額となります。

ただし、市民税非課税世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

・ひとり親等世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の4分の1となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が77,100円を超える方は、徴収金基準額の半額となります。ただし、以下の世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

①市民税非課税世帯

②ひとり親等世帯で市民税所得割額が77,100円以下の世帯

◆第3子以降の児童の保育料について

第3子以降の児童全員が無料になります。

(2)家庭児童相談室

家庭における児童教育、その他家庭児童福祉の向上を図ります。

家庭相談員 1人

(3)助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより、入院助産を受けることができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。

【措置条件】

上記に該当する方。ただし、市民税課税世帯で、かつ社会保険等からの出産に関する給付が420,000円以上あるときは、原則措置できません。

(4)母子生活支援施設

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに順ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

【措置条件】 上記に該当する方から申込みがあったとき。

(5)児童厚生施設

児童福祉法第40条に規定する施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設です。

ア 大井児童館

休館日：毎週火曜日、第3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者数 延べ4,860人(令和3年度実績)

(6)放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(令和4年4月1日現在)

児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児 童 数	児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児 童 数
笠岡ゆうゆうクラブ1組	笠岡小学校内	22	城見なかよしクラブ	城見小学校内	48
笠岡ゆうゆうクラブ2組	笠岡小学校内	21	大島学童クラブ①	JA 大島西支店跡	29
中央あいあいクラブⅠ	中央小学校内	42	大島学童クラブ②	JA 大島西支店跡	24
中央あいあいクラブⅡ	中央小学校内	39	笠岡児童クラブ「きらきら」	笠岡認定こども園内	37
中央あいあいクラブⅢ	中央小学校内	40	吉田どんぐりクラブ	吉田小学校内	33
中央あいあいクラブⅣ	中央小学校内	38	神内すまいるクラブ	神内小学校内	40
大井のびのびクラブ	大井小学校内	23	陶山わくわくクラブ	陶山小学校内	10
金浦にこにこクラブ	金浦小学校内	42	新山つくしんぼクラブ	新山公民館内	18
北川キララ	北川小学校内	14	今井グレープクラブ	今井小学校内	12
和光学童クラブ	和光みらい園内	45	まや児童クラブ	まやこども園内	10
若竹ひまわりクラブ	若竹保育園内	46			

(7)地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の乳幼児がいる家庭を対象に、交流の場の提供及び、相談・援助、イベント等を行っています。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ア 一般型 …… 笠岡中央子育て支援センター(和光みらい園内 67-0802)
まや子育てサポートセンター (まやこども園内 63-1567)
わかたけ地域子育て支援センター(若竹保育園内 62-4114)
子育てひろば「あおぞら」
(認定 NPO 法人ハーモニーネット未来内 63-4955)

イ 連携型 …… 大井児童館(63-0443)

(8) 保育支援サービス

利用料は有料です。それぞれの実施場所へお尋ねください。

ア 延長保育 …… 私立保育園, 私立認定こども園

保育所入所児童を対象に、開所時間の前後において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

イ 休日保育 …… 若竹保育園(62-4114)

保育所入所児童を対象に、日曜・国民の祝日等において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

ウ 一時預かり …… 和光みらい園(67-0802) 富岡保育園(62-2487)

太陽の森認定こども園(60-0233)

就学前児童を対象に、保護者の傷病、災害、看護、介護などにより児童が緊急かつ一時的に保育の必要性がある場合に預かります。

エ 病児・病後児保育 …… 笠岡第一病院すこやかキッズルーム(67-0211)

小学校6年生までの児童を対象に、病気の療養中又は回復期にあり集団保育が困難な場合、一時的に専用施設で預かります。

オ ファミリー・サポート事業 …… 笠岡市ファミリーサポートセンター(63-5067)

地域の中での子育て支援と児童の福祉の向上を目的として、会員組織により保育所の開始前や終了後の育児や送り迎え等育児に関する相互援助活動を行います。

(9) 児童扶養手当

父母の離別、父または母の死亡などによるひとり親家庭で子ども(18歳到達後最初の3月31日まで、または一定程度の障害の状態にある場合は20歳到達前日まで)を「監護している母」または「監護し、かつ生計を同じくしている父」または「父母以外で児童を養育している方」に支給されます。ただし所得制限があり、支給額が0円となる場合があります。

(例)支給額(令和4年4月から)児童1人の場合

全部支給 …… 月額43,070円。

一部支給 …… 所得に応じて、月額43,060円から10,160円までの額。

対象児童が2人の場合は、上記の金額に5,090～10,170円加算、3人目以降は、さらに3,050～6,100円ずつ加算されます。

(10)母子寡婦福祉事業関係

ア 母子父子自立支援員

ひとり親家庭に関し必要な実情を把握し、各種相談に応じ指導・助成し母子父子福祉の増進に努めます。 母子父子自立支援員 1名

(ア)母子父子世帯の状況

(令和4年3月末現在)

世帯数	原因別					
	死別			生別		
484	病 気	事 故	小 計	離 婚	その他	小 計
	13	5	18	417	49	466

(イ)母子父子相談件数(令和3年度)

(単位:件)

相談内容	生活一般	児童養育	生活援護	その他	合 計
件 数	97	17	391	0	505

イ 母子父子寡婦福祉法に関する援護の状況

(1)母子父子寡婦福祉資金貸付状況(令和3年度)

(単位:円)

貸付金の種類	修学資金	就学 支度金	修業資金	転宅資金	住宅資金	生活資金	医療介護 資金
貸付件数	2件	2件	1件	0件	0件	0件	0件
貸付金額	936,000円	852,000円	468,000円	0円	0円	0円	0円

※各種制度を紹介し、相談者が他制度を選択。

(2)笠岡市遺児激励金支給状況(令和3年度)

(単位:円)

激励金の種類	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金
件 数	0件	1件	1件
金 額	0万円	1万円	2万円

(11)子育て支援コンシェルジュ

子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置。

児童、保護者、妊婦の方のご相談をお伺いして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスをご紹介します。

(12)子どものショートステイ事業

保護者の方が病気や出産、出張などの理由で、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった時に、児童養護施設で1週間以内を原則として、お子さんをお預かりします。

利用料金はお子さんの年齢、家庭の状況によって、1日当たり次の利用料になります。

区 分			利用料(円)
2歳以上児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		2,800

利用前に手続きが必要ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

(13)要保護児童対策事業関係

ア 笠岡市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども(要保護児童)に関する情報の交換や支援を行うための協議を行います。

《構成員》 倉敷児童相談所,備中保健所井笠支所,笠岡警察署,岡山地方法務局笠岡支局,
民生委員・児童委員協議会,愛育委員協議会,笠岡人権擁護委員協議会,
保育協議会,幼稚園長会,小学校長会,中学校長会,教育委員会,笠岡医師会,
笠岡市社会福祉事業会,笠岡市社会福祉事務所,人権推進課,子育て支援課

(ア) 代表者会議 …………… 地域協議会の構成員の代表者による会議

(イ) 実務者会議 …………… 実際に活動する実務者から構成される会議

(ウ) 個別ケース検討会議…要保護児童について,その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により,その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討します。

イ こども相談

平日の相談が難しい方を対象に,日程調整の上,子育て支援課で実施します。

相談員…社会福祉士,家庭相談員,子ども家庭支援員,保健師,臨床心理士

ウ 児童虐待防止推進事業

(ア)オレンジリボン(子ども虐待防止)の着用

(イ)懸垂幕の掲出(11月1日～30日:児童虐待防止推進月間)

(ウ)イベントで啓発用チラシ等の配布

(エ)市民に向けた啓発作品の募集及び表彰,市ホームページから閲覧可能

(14)母子保健事業

ア 母子保健

	事業名	内容	R3年度実績	
			回数	人員等延
妊娠・出産期 ↓	一般不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		18
	特定不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		25
	母子健康手帳交付	手帳の交付,保健師による妊婦面接		177
	妊婦歯科健康診査	委託医療機関での健康診査	1人1回	44
	妊婦一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1人14回	1,766
	島しょ部妊産婦等交通費助成	妊産婦等が健診や予防接種時に利用した定期旅客船の往路運賃を助成	1人24回	1
	妊婦家庭訪問	保健師による訪問指導		19
	ハイリスク妊産婦・新生児連絡票	医療機関からの連絡		13
	新生児聴覚検査			174
	こんにちは赤ちゃん家庭訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭へ家庭訪問		母159 児159
乳幼児期 ↓	未熟児訪問	保健師による訪問		18
	養育医療の進達給付決定(H25年度～)	未熟児の養育医療給付申請書の決定		3
	3～4か月児健康診査	診察・離乳食指導・保育相談等	10回	161
	9～10か月児健康診査(コロナによる振り替え)	診察・離乳食指導・保育相談等	—	—
	乳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		7
	乳児一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1人2回	316
	ごっくん!かみもぐ教室	離乳食講習会※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	—	—
	1歳6か月児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・言葉の相談	11回	248
	1歳6か月児精密健康診査	委託医療機関にて精密健康診査を実施		5
	2歳児歯科検診	ハイリスク児を対象に歯科診察・歯科保健指導,栄養・保育相談,心理相談※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	4回	49
	2歳児子育て教室	発達支援教室	9回	107
	3歳児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・心理相談,検尿,視力・聞こえ確認	10回	235
	3歳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		41
	弱視等治療用眼鏡給付事業	治療用眼鏡の購入費用の一部を給付		0
	母子訪問指導	乳幼児等の訪問指導		84
学童期 ↓	親子料理教室	親子で食について学ぶ ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため縮小	5回	親15 子41

イ 定期予防接種の接種者数

種 類		対 象	R 元年度	R2年度	R3年度
個 別 接 種	BCG	生後 0～12 か月未満	210	243	181
	ロタウイルス	1価:生後 6 週～24 週 5価:生後 6 週～32 週	—	183	351
	ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後 2 か月～5 歳未満	847	951	693
	小児用肺炎球菌	生後 2 か月～5 歳未満	863	938	692
	B型肝炎※4	1 歳未満	624	695	509
	四種混合※1	1 期 生後 3～90 か月未満	867	978	738
	二種混合	2 期 11 歳以上 13 歳未満	301	329	279
	三種混合	1 期 生後 3～90 か月未満	0	0	0
	不活化ポリオ※2	生後 3～90 か月未満	0	0	0
	麻しん・風しん混合	1 期 生後 12～24 か月未満	228	229	198
		2 期 小学校就学 29 年度	315	308	256
	水痘※3	生後 12～36 か月未満	443	454	417
	日本脳炎	1 期 生後 6～90 か月未満	1,054	1,004	589
		2 期 9 歳～13 歳未満	410	444	184
	子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス)	小学校 6 年生～高校 1 年生	23	80	143

※1 平成 24 年 11 月から三種混合に不活化ポリオ追加

※2 平成 24 年 9 月から生ポリオは不活化ポリオへ移行

※3 平成 26 年 10 月から水痘は定期接種化

※4 平成 28 年 10 月からB型肝炎は定期接種化

※5 令和2年 10 月からロタウイルスは定期接種化

◎ 日本脳炎は平成 23 年 5 月から積極的な勧奨が差し控えられた時期があったことから平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた人については、4～20 歳未満まで接種対象としている。

◎ 三種混合は四種混合の導入の定着等で、平成 28 年度～令和3年度は接種者なし。

◎ 子宮頸がん等ワクチン接種については、平成 26 年 6 月に厚生労働省より積極的な接種勧奨の差し控えの通知があったため、市としても接種勧奨を差し控えているが、令和 2 年 10 月 9 日付厚生労働省の通知により対象者への個別通知を行う旨の勧告があったため、令和 3 年 7 月に個別通知を行った。

ウ 個別予防接種引き受け医療機関一覧

(令和4年4月末現在)

医療機関名	B型肝炎	ヒブ	小児肺炎球菌	四混・二混・三混	ロタ	BCG	麻しん・風しん混合	水痘	日本脳炎	おたふく	子宮頸がん	65歳以上	
												インフルエンザ	肺炎球菌
安倍医院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
猪木医院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
植木内科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
おぐるすハートクリニック	★	★	★	★			★	★	★	★		★	★
小田内科医院	★			△			★	★	★	★	★	★	★
笠岡市立市民病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡第一病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡中央病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
きのこエスポール病院												★	★
木野山医院	★	★	★	★		★	★	★	★	★		★	★
斎藤内科消化器科				△			★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院金浦診療所	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院茂平診療所	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さとう消化器肛門外科												★	
鈴木医院				★			★	★	★			★	★
谷口クリニック	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
坪田医院												★	★
西井ウィメンズクリニック											★		
西井クリニック												★	★
平山内科整形外科クリニック				★			★	★	★	★	★	★	★
みやけこどもクリニック	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
村上脳神経外科内科	★			★			★	★	★			★	★
ももの里病院												★	★
渡辺クリニック	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
島しょ部	高島診療所											★	★
	北木島診療所											★	★
	豊浦分院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	白石島診療所											★	★
	飛島診療所											★	★
	真鍋島診療所											★	★
	六島診療所											★	★

▲: 三混不可 △二混のみ

5 健康増進・保健事業

○笠岡市

(1) 地域保健の現状と重点目標

ア 現状

高齢化が進行する中、国は『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して、現役世代からの健康づくり対策の推進を掲げています。笠岡市では、健康づくりの総合計画である「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」を策定し、【「食の見直し」^{たす}＋(今より歩く)^{かける}×(仲間で一緒に)】をキャッチフレーズに子どもから高齢者までのすべての年代で健康づくりに取り組む人を増やすことにより健康寿命の延伸を目指します。

また平成30年度に笠岡市健康づくり計画(第2期計画)の中間評価を行い、平成31年度から新たに「自殺予防の取り組み」を加え、計画の推進に努めています。

イ 重点目標

- ①市民一人ひとりの健康づくりを支援する地域づくり
- ②特定健診、特定保健指導等を通じた生活習慣病の予防及び重症化予防の推進
- ③がん検診の受診率向上によるがんの早期発見
- ④レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の推進

(2) 健康増進事業の概要

健康増進法 第2章 基本方針等(第8条2項)

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

ア 市民や地域との協働による健康づくりの実践

(ア)「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」の推進(平成26年3月策定、平成31年3月中間評価実施)

(イ)各種保健団体の育成

a 愛育委員による声かけ見守り事業の実施

(愛あい訪問の実施、高齢者の見守り訪問)

b 栄養委員による各種食生活改善事業や食育推進事業の実施

(栄養伝達講習会、生活習慣病予防の食生活改善、親子料理教室、男性料理教室、高齢者料理教室等)

c ヘルスアップリーダーによる運動の推進

(ぐるりんウォークの実施、60日間6,000歩チャレンジの実施、オリジナル体操・オリジナル棒体操の普及)

イ 健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

(ア)特定健康診査・特定保健指導の実施

(イ)健康相談・健康教育・保健指導の実施

(ウ)健康手帳の交付

- (エ)各種がん検診の実施
- (オ)後期高齢者健康診査の実施
- (カ)高齢者の介護予防の推進を目的とした体操教室の実施
- (キ)歯科保健事業の実施

ウ 感染症の予防

(ア)高齢者のインフルエンザ予防接種

区 分	対 象 者	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
定期接種	65 歳以上	8,732	8,543	8,773	11,777	9,545

(イ)成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

区 分	対 象 者	H29	H30	R1	R2	R3
定期接種	H30 年度中に、「65 歳,70 歳,75 歳,80 歳,85 歳,90 歳,95 歳,100 歳になる者,「60 歳以上 65 歳未満で重度の内部障害の者」	1,127	968	465	457	334

※定期接種は,平成 26 年 10 月 1 日から実施

(ウ)風しんワクチン予防接種

区 分	対 象 者	R3
定期接種	S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性	141

※令和元年度からの制度です。

(エ)感染症予防への意識啓発

エ 健康診査・保健指導実施状況

* 健康診査以外の事業実施状況(健康管理手帳の交付を除く)

事 業 名	内 容	回 数	参加人員(延)
地区健康教育	介護予防	2	37
特定保健指導 (生活習慣病予防)	特定健康診査の結果,内臓脂肪の蓄積により引き起こされる生活習慣病に対して,個人の生活習慣改善に向けて,個人に合った支援・指導を行う。		動機付け支援 82 積極的支援 9
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ,必要な助言や相談を行う。	1	10
訪問指導	生活習慣病予防及び生活機能改善等の要指導者に対し,保健師,管理栄養士が行う訪問指導。		251

* 各種健康診査の実施状況

事業名	対象	R2	R3	備考
特定健康診査	40～74 歳 国保被保険者	2,294	2,598	集団及び個別
後期高齢者健診	75 歳以上	1,080	1,136	集団及び個別
胃がん検診(X 線)	40 歳以上	768	697	集団及び個別
胃がん検診(内視鏡)		389	634	個別
子宮頸部がん検診	20 歳以上	1,235	1,386	集団及び個別
子宮体部がん検診		5	9	個別
肺がん検診 (喀痰検査)	40 歳以上	4,365 (60)	4,862 (46)	集団及び個別
乳がん検診(超音波)	30～39 歳	26	33	個別
乳がん検診 (乳房 X 線検診)	40 歳以上	1,026	1,243	集団及び個別
大腸がん検診	40 歳以上	2,381	2,483	集団及び個別
前立腺がん検診	50 歳以上	902	962	集団及び個別

* H28 年度から乳がん検診の方法を一部変更・・・30～39 歳は視触診＋乳房超音波検査

(個別健診のみ)を実施, 40 歳以上は視触診＋乳房 X 線検査を実施

H29 年度から国及び県の指針に基づき, 視触診のみを廃止

R3 年度から国及び県の指針に基づき, 視触診を廃止

* 参考・・・検診機関

(陸地部)

・岡山県健康づくり財団

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・大腸がん・乳がん(乳房 X 線)検診, B 型・C 型肝炎検査

・笠岡医師会

胸部レントゲン(結核・肺がん), 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん(X 線及び内視鏡検査)・子宮(頸部＋体部)がん・大腸がん・乳がん(乳房 X 線)・乳がん(乳房超音波)検診, B 型・C 型肝炎検査, オプション検査(腹部超音波検査, 頸部超音波検査, 脳 MRI 検査)

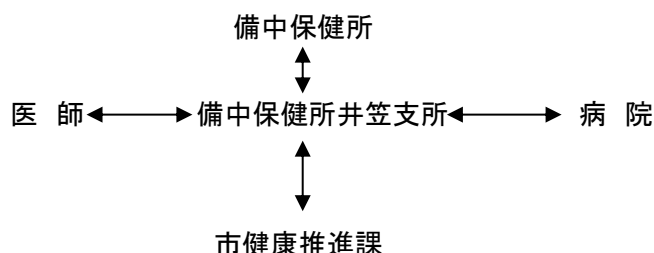
(島しょ部)

・岡山済生会総合病院(済生丸)

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・乳がん(乳房 X 線)検診, 大腸がん検診

オ 感染症予防および健康危機管理に関すること

(ア) 患者発生時の連絡網は、次のとおり



(イ) 結核予防に関すること

結核レントゲン検診(65歳以上の一般住民を対象)令和3年度実績 4,862名

カ 成人歯科保健に関すること

(ア) 8020運動の推進

(イ) 歯周病検診受診者

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
8020達成者表彰	42 名	56 名	53 名	23 名	39 名
歯周疾患検診受診者	82 名	87 名	90 名	26 名	77 名

キ 介護予防に関すること

(ア) 元気高齢者への介護予防への普及啓発活動の推進

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
オリジナル体操	523 回	605 回	696 回	547 回	478 回
体操教室の実施	112 回	106 回	103 回	34 回	38 回

ク その他の保健に関すること

(ア) 献血推進事業

地区献血推進委員会、高校、企業の協力により献血事業を実施

令和3年度実績 受付件数 863 件 うち実施件数 757 件

(イ) 休日当番医制事業

休日における救急患者の医療を確保するため、笠岡医師会に委託し事業を実施

住民へは、「広報かさおか」、新聞及び笠岡放送で周知

(ウ) 二次救急医療体制整備事業

休日における重症救急患者の医療を確保するため、岡山県二次救急医療体制整備実施要綱に基づいて事業を実施

(3) 診療施設の概要

ア 真鍋島診療所

(ア) 開 設 場 所 笠岡市真鍋島 4023-1

(イ) 開設年月日 昭和 18 年 3 月 1 日(昭和 48 年 7 月 1 日改築)

(ウ) 建 物 木造 2 階建 221.56 m²

(エ)診療科目 内科・小児科・外科・整形外科・放射線科
(オ)運営 医師 1 名(笠岡市立市民病院外 2 病院からの医師派遣)看護師 5 名

イ 六島診療所

(ア)開設場所 笠岡市六島 5858-5
(イ)開設年月日 昭和 37 年 8 月 1 日(平成 15 年 4 月 1 日改築移転)
(ウ)建物 木造平屋建 39.7 m²
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 笠岡市立市民病院から医師派遣, 看護師 2 名

ウ 北木島診療所

(ア)開設場所 笠岡市北木島町 3802-53
(イ)開設年月日 平成 14 年 9 月 1 日
(ウ)建物 93.15 m²(旧北木小学校の一部を転用)
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 医療法人緑十字会を指定管理者として運営を委託

エ 飛島診療所

(ア)開設場所 笠岡市飛島 5920-2
(イ)開設年月日 平成 16 年 7 月 1 日
(ウ)建物 43.2 m²(旧飛島中学校の一部を転用)
(エ)診療科目 内科・リハビリテーション科
(オ)運営 福嶋医院に診療業務を委託

オ 高島診療所

(ア)開設場所 笠岡市高島 5039-1
(イ)開設年月日 平成 18 年 11 月 1 日
(ウ)建物 32.28 m²(自治会所有の建物を一部賃貸)
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 笠岡第一病院から医師派遣, 看護師 2 名

カ 白石島診療所

(ア)開設場所 笠岡市白石島 570-2
(イ)開設年月日 平成 27 年 8 月 4 日
(ウ)建物 木造 2 階建 182.74 m²
(エ)診療科目 内科, 皮膚科
(オ)運営 医師 1 名(笠岡市立市民病院・岡山赤十字病院から医師派遣) 看護師 1 名
非常勤事務員 1 名

6 生活保護制度

○ 笠岡市

(1) 生活保護法抜粋

ア 生活保護の目的(法第1条)

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

イ 無差別平等の原理(法第2条)

国民は誰でも、要件を満たす限り、無差別平等に保護を受けることができる。

ウ 最低生活保障の原理(法第3条)

保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない。

エ 補足性の原理(法第4条)

保護を受けるにあたっては、その世帯のすべての世帯員が、生活をささえるためにいろいろな努力をする必要がある。すなわち、次のとおり。

(ア)稼働能力のある者は働くこと。ただし、乳幼児の養育や病人等の看護のため働けない者を除く。(能力の活用)

(イ)資産のある者は、その資産を売却するとか賃貸しするとかして生活費などにあてること。(資産の活用)

(ウ)扶養義務者の扶養を受けることができる者は、まずその扶養を受けること。(私的扶養の優先)

(エ)他の法律や制度で給付を受けられる場合は、まずその給付を受けること。(他法他施策の優先)

以上のような手段をつくして、なお生活ができない場合にその足りない分について保護を受けることができる。

ただし、生活の困窮状態が急迫しているため、そのような手段を講じている余裕のない時は、とりあえず保護を受けることができる。

オ 申請保護の原則(法第7条)

保護の実施は、急迫した事由による場合を除き、申請に基づいて行われる。

カ 基準及び程度の原則(法第8条)

(ア)保護の基準は、厚生労働大臣が定める。

(イ)保護の基準は、最低生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないもので

なければならない。

(ウ) 程度の決定は、被保護者についての資産調査に基づき行われる。

キ 必要即応の原則(法第9条)

保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等の相違に応じ、又保護の種類・程度及び方法は、要保護者の実際の必要に応じ、有効かつ適切に定められなければならない。

ク 世帯単位の原則(法第10条)

保護の要否及び程度の決定は、世帯を単位として行われる。

ただし、世帯単位の取扱が適当でないときは、個人単位で行うことができる。

(2) 保護の種類(法第11条～法第18条)

- ア 生活扶助 : 衣食など日常生活に必要な扶助。
- イ 教育扶助 : 義務教育に必要な教材費・給食費などの扶助。
- ウ 住宅扶助 : 地代・家賃や住宅の維持のために必要な扶助。
- エ 介護扶助 : 介護のために必要な扶助。
- オ 医療扶助 : 病気・けがの入院や治療に必要な扶助。
- カ 出産扶助 : 出産のために必要な扶助。
- キ 生業扶助 : 事業を始めるとき、技能修得・就職に必要な扶助。
- ク 葬祭扶助 : 葬祭のために必要な扶助。

(3) 保護施設の種類(法第38条～法第48条)

ア 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

イ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

ウ 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。

エ 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。

オ 宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

(4)生活保護世帯等

1 生活保護の世帯・人員及び保護率の推移

(保護率: %)

年 度	H30 年 3 月末	H31年 3 月末	R2 年 3 月末	R3 年 3 月末	R4 年 3 月末
世 帯	358	339	315	303	312
人 員	442	406	371	347	360
保護率	0.88	0.82	0.77	0.74	0.79

2 生活保護の世帯類型別被保護世帯数の推移

()内構成比: %

年 度	H30 年 3 月末	H31年 3 月末	R2 年 3 月末	R3 年 3 月末	R4 年 3 月末
高齢者 世 帯	186 (52.0)	177 (52.2)	182 (57.8)	169 (55.8)	169 (54.2)
母 子 世 帯	7 (2.0)	9 (2.7)	4 (1.3)	5 (1.7)	4 (1.3)
傷病,障害者 世 帯	105 (29.3)	114 (33.6)	92 (29.2)	91 (30.0)	97 (31.1)
その他の 世 帯	60 (16.7)	39 (11.5)	37 (11.7)	38 (12.5)	42 (13.4)



生活保護年度別推移状況

(単位:世帯,人,千円)

区 分	年 度	H29	H30	R1	R2	R3
	保護率	0.89	0.84	0.77	0.74	0.79
生 活 扶助費	世帯数	3,532	3,316	2,978	2,766	2,839
	人 員	4,238	3,948	3,520	3,185	3,255
	支出額	225,804	208,184	185,741	189,442	165,153
住 宅 扶助費	世帯数	2,502	2,327	2,106	2,040	2,132
	人 員	2,970	2,760	2,445	2,345	2,441
	支出額	50,052	46,591	42,035	2,739	42,804
教 育 扶助費	世帯数	56	83	53	48	41
	人 員	80	118	107	78	53
	支出額	912	1,197	1,017	503	492
医 療 扶助費	世帯数	3,730	3,617	3,309	3,109	3,142
	人 員	4,177	4,000	4,082	3,413	3,466
	支出額	361,819	392,903	373,824	322,684	341,690
出 産 扶助費	世帯数	1	0	0	0	0
	人 員	1	0	0	0	0
	支出額	203	0	0	0	0
生 業 扶助費	世帯数	67	48	48	36	18
	人 員	91	48	48	36	18
	支出額	1,457	529	958	532	309
葬 祭 扶助費	世帯数	4	6	1	1	2
	人 員	4	6	1	1	2
	支出額	952	828	798	321	393
介 護 扶助費	世帯数	761	800	807	726	713
	人 員	793	827	833	741	713
	支出額	11,298	12,498	14,225	12,962	12,444
施 設 事務費	支出額	82,908	80,364	74,574	37,628	67,015
合 計	支出額	735,405	743,094	693,172	566,811	630,300

7 共同募金・日赤

○ 社会福祉協議会

(1)「赤い羽根」共同募金運動の推進

共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動について、民間社会福祉事業を推進するための全国的運動であり、地域の民間社会福祉施設及び福祉団体・社会福祉協議会の活動資金に配分することを目的とした募金活動です。10月1日には福祉やボランティア関係団体等に協力をしてもらい、街頭募金を駅前やスーパー前など計4か所で開催しています。

ア 災害義援金

災害時の義援金の募集をおこなっています。

(2)歳末たすけあい運動の推進

「みんなでささえあい、新たな年につなぐあたたかい地域づくり」をスローガンに、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市民によびかけ「歳末たすけあい運動」を展開している。平成21年度より「地域に根ざした配分事業」のさらなる推進の為に、地域福祉団体助成事業を実施しています。

《配分内訳》

対 象 者	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
要 援 護 世 帯	445,000 円	410,000 円	385,000 円	370,000 円
要 援 護 者 (障 が い 者 等)	774,000 円	747,000 円	726,000 円	693,000 円
遺 児	702,000 円	621,000 円	645,000 円	594,000 円
寝 た き り 老 人	33,000 円	24,000 円	21,000 円	21,000 円
福 祉 施 設 入 所	238,000 円	234,000 円	318,000 円	314,000 円
地 域 福 祉 団 体 助 成 事	310,000 円	451,692 円	440,250 円	350,000 円
民生委員児童委員協議会	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
行政協力委員協議会	307,900 円	295,700 円	296,100 円	288,900 円
災害支援等地域貢献活動	480,000 円	0 円	0 円	100,000 円
地 域 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	1,869,370 円	2,181,005 円	2,147,626 円	2,082,791 円
事 務 費	366,849 円	538,648 円	390,466 円	359,416 円
合 計	5,726,119 円	5,703,045 円	5,569,442 円	5,373,107 円

《募金額内訳》

	R2 年度	R3 年度
共 同 募 金	8,316,290 円	7,964,416 円
歳 末 た す け あ い 募 金	5,569,442 円	5,373,107 円

○ 笠岡市

(1) 赤十字会員増強運動年次経過

年度 項目	H29	H30	R1	R2	R3
目標額(円)	7,244,000	7,051,000	6,478,000	5,937,000	5,718,000
実績額(円)	8,148,500	7,936,500	7,850,500	7,633,500	7,426,000
会員数(人)	10,878	10,634	10,653	10,369	10,234
達成率(%)	112.5	112.6	121.2	128.6	129.9



8 老人福祉

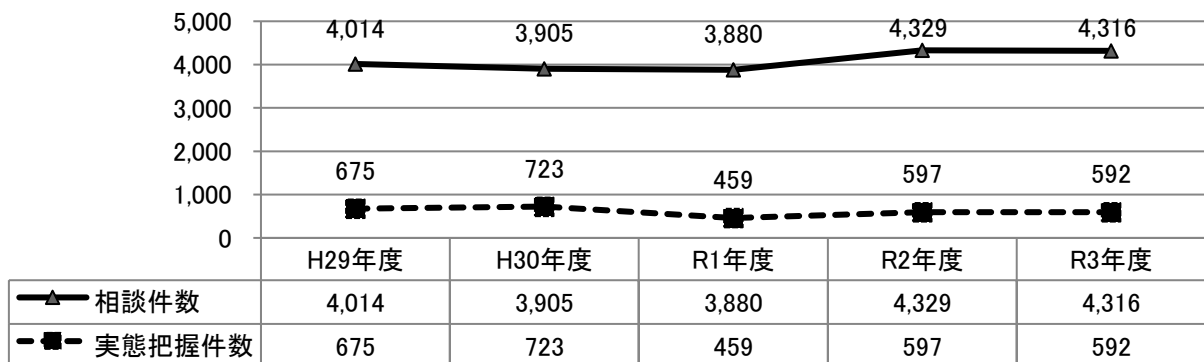
○ 社会福祉協議会

(1) 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者に係る様々な支援を包括的・継続的に行います。地域の高齢者の実態把握、地域におけるネットワークの構築、保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進、権利擁護に関する連携・支援、包括的・継続的なケアマネジメントの支援に取り組みを実践していくことを主な業務としています。

(ア) 総合相談支援業務・高齢者実態把握

- ① 各地区(社協支部単位)に主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の三職種を配置し、三職種が連携を図り包括的に支援を行っています。



② 対応件数と延べ件数

手段 年度	件数	対応手段			
		来所	電話	訪問	その他
R3 年度延べ人数	4,316	350(252)	2,417(712)	1,266(599)	283(221)
実人数	1,205	括弧内は実人数			
R2 年度延べ人数	4,329	350 (245)	2,382(666)	1,311(576)	286(227)
実人数	1,157	括弧内は実人数			

③ 総合相談内容

		介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療	虐待・権利擁護	その他
3 年 度	延べ件数	2,840	678	14	583	906	172	237
	実人数	1,035	275	11	190	281	49	116
	継続	623	232	10	142	246	45	113
	新規	412	43	1	48	35	4	3
	上記の内 終結人数	746 (72.1%)	153 (55.6%)	6 (54.5%)	112 (58.9%)	161 (57.3%)	15 (30.6%)	35 (30.2%)

2 年 度	延べ件数	2,607	562	18	495	823	209	661
	実人数	959	225	6	144	247	35	204

※1件の相談に対し、複数項目の相談内容があるため、相談件数と内容数の合計は一致しない。高齢者以外の相談として、52件相談を受けた。

④ 地域との連携強化

各地区民生委員・児童委員協議会へ出席し、民生委員活動と包括・社協活動との情報の集約、共有等の連携強化を図っています。

(イ) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう高齢者への虐待防止のための方策及び支援を行うため、笠岡市高齢者虐待防止支援チーム会議を開催し、虐待者及び被虐待者の支援を協議し、虐待防止に努めています。

また、判断能力が低下した方に対して、成年後見制度の活用等相談に応じ、高齢者の権利擁護を行っています。

通報等の件数

	R2 年度	R3 年度
高齢者虐待相談通報件数	28 件	20 件
高齢者虐待新規登録件数	7 件	6 件
高齢者虐待継続件数	23 件	18 件

虐待の種類

虐待の種類	R2 年度内訳	R3 年度内訳
身体的虐待	5 件	4 件
心理的虐待	6 件	2 件
性的虐待	0 件	0 件
経済的虐待	2 件	1 件
介護の世話の放棄・放任	1 件	2 件

高齢者虐待防止支援チーム開催状況

月日	会場	件数
R3.5.19	緊急事態宣言に伴い中止	1 件(継続1件) ※メールにて委員へ報告及び意見を伺った
R3.8.18	サンライフ笠岡 第1研修室	5 件(新規1件・継続4件)
R3.11.17	サンライフ笠岡 第1研修室	6 件(新規1件・継続5件)
R4.2.16	サンライフ笠岡 第1研修室	3 件(新規1件・継続2件)

月次検討会(上記虐待防止支援チームを開催しない月に開催)

月日	会場	件数
R3.4.13	市民活動支援センター	3 件(新規1件・継続2件)

R3.6.8	市民活動支援センター	3 件(新規 1 件・継続 2 件)
R3.7.13	市民活動支援センター	3 件(新規 2 件・継続 1 件)
R3.9.14	市民活動支援センター	2 件(新規 1 件・継続 1 件)
R3.10.12	市民活動支援センター	2 件(新規 1 件・継続 1 件)
R3.12.14	市民活動支援センター	3 件(新規 2 件・継続 1 件)
R4.1.11	市民活動支援センター	2 件(継続 2 件)

会議開催前に緊急対応メールにて代えて対応した件数 1 件

相談・通報があった 20 件に対して、全てに「事実確認調査」を行なっています。これらの事案のうち、「訪問・面談による事実確認調査」が 15 件、「関係者からの情報収集のみによる事実確認調査」が 5 件でした。なお、「高齢者虐待防止法第 11 条に基づく立入り調査」を行った事案はありませんでした。通報者の内訳は以下のとおり

通報者内訳	本人	家族・親族	介護保険ケアマネ	介護保険事業所	警察	医療機関	行政機関	総計
	1	2	7	2	4	2	2	20

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に携わる関係者を対象に、関係機関との調整を行い、心身の状態の変化に合わせて、途切れることのない支援のネットワークづくりを行いました。

内容	R2 年度	R3 年度
ケアプラン作成数/要支援認定者数	1,021 件/1,419 人	960 件/1,381 人
ケアプラン作成の委託指定居宅介護事業所の件数	241 件 (24 事業所へ委託)	245 件 (20 事業所へ委託)
③介護予防マネジメント(ケアプランの作成から評価)の実施件数(年間)担当者会議(※1)	1,392 件	1,236 件
ケアプランチェックの件数(年間)	341 件	347 件
事業対象者のケアプラン作成件数	7 件(3 月実績)	5 件(3 月実績)
介護支援専門員に対する個別相談件数	1,315 件	982 件
介護支援専門員が利用者宅へ訪問した件数	5,047 件 職員 1 名あたり月間 訪問平均数 32.3 件	4,992 件 職員 1 名あたり月間 訪問平均数 29.7 件

個別ケア会議

事業対象者や要支援認定者の自立支援を推進するために、多職種で自立支援に向けたケアプランの検討を行いました。

開催日	会 場	検討数	参加者
5/25	—	緊急事態宣言により延期	—
6/22	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース	19 人
7/27	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 6 ケース	27 人
9/28	—	まん延防止等重点措置により延期	—
10/26	サンライフ笠岡	事例検討 3 ケース	28 人

11/16	サンライフ笠岡	事例検討 3 ケース, 評価 2 ケース	36 人
1/17, 18	—	個別ケア会議研修会(コロナ感染拡大につき中止)	—
3/22	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 2 ケース	36 人

(エ) 認知症事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができることを目的に、普及啓発や関係機関のネットワーク構築等の事業を、総合的に行った。

① 認知症ひとり歩き SOS ネットワーク

行方が分からなくなった時に早期発見・早期保護につなげるシステムである「笠岡市認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業」を行った。

	R2 年度	R3 年度
登録件数	112	127
協力機関・団体	26	26

② 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を伝え、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、地域において助け合えるように地域住民や地域で働く人を対象に養成を行った。

	R2 年度	R3 年度
開催回数	5	9
養成人数	99	243

③ 認知症サポーターステップアップ講座

オレンジサポーター(認知症により生活に支障をきたしている高齢者を、早期発見し、必要な支援をする方)を養成し、地域で見守り・声掛け・包括支援センターへのつなぎ等を行う事により、認知症の方が少しでも長く住み慣れた場所で生活ができるように講座を開催しています。

④ 認知症初期集中支援推進事業(初期集中支援チーム)

認知症高齢者を早期発見し、医療機関とつなぐために高齢者実態把握と合わせ訪問を行った。

(2) 敬老会への補助

笠岡市と社会福祉協議会では、高齢者福祉週間を中心に、老人福祉の精神に基づき、各地区の敬老会行事へ補助金として補助を行っています。

	R2 年度		R3 年度	
対象者人数 (77 歳以上)	8,388 人		8,458 人	
助成金額	笠岡市 5,871,600 円	社会福祉協議会 4,194,000 円	笠岡市 5,920,600 円	社会福祉協議会 4,228,970 円

※ 1 人当たり 笠岡市 700 円 ・ 社会福祉協議会 500 円

(3) 笠岡市老人クラブ連合会への助成

高齢者が仲間づくりを進め、活動の活性化を図ることにより活力ある長寿社会の実現を目的に補助と活動支援をおこなった。

R2 年度	R3 年度
840,000 円	840,000 円

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市内在住で 60 歳以上の高齢者の生きがい、健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に、笠岡ことぶき大学の各種講座や、高齢者スポーツ大会を開催しています。

《ことぶき大学生内訳》 ※重複申込みあり

講座名	生徒数(人)		開催回数(回)		開催日	講師
	R2 年度	R3 年度	R2 年度	R3 年度		
教養講座	135	126	9	9	毎月 1 回	
書道講座	28	28	10	9	毎月第 1 水曜	楠戸 宇亭
俳句講座	14	14	10	10	毎月第 2 月曜	植田 桂之
短歌講座	13	14	11	9	毎月第 3 金曜	谷本 史子
民謡講座	19	19	15	16	毎月第 2・4 金曜	国政 貴泉
陶芸講座	19	18	9	9	毎月第 4 水曜	水川 創壊
木彫講座	9	9	20	15	毎月第 1・3 水曜	上小城 昌昭
ゲートボール	20	20	10	15	各地区練習場	今城 五鈴
社交ダンス	7	4	9	17	毎月第 1・3 水曜	藤原 美智子
フラダンス	11	11	22	18	毎月第 1・3 金曜	田中 三枝子
手踊り	5	6	22	24	毎月第 2・4 土曜	平井 鈴子
太極拳	19	25	19	20	毎月第 1・3 金曜	小笠原 智子
銭太鼓	10	10	15	19	毎月第 2・4 水曜	小山 美津子
リフォーム	22	21	21	18	毎月第 2・4 木曜	小山 美津子
川柳	13	13	10	9	毎月第 3 火曜	高木 勇三
15講座合計	291	338	212	217		
延べ人数	2,429	2,590				

(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者や心身の機能低下のおそれのある高齢者を対象に、レクリエーション等の生きがい活動や、運動器の機能向上のための運動を提供し、介護予防や機能維持・健康増進を図るため、自立支援デイサービスを実施しています。

	R2 年度	R3 年度
登録者人数	39 人	38 人
開催回数	107 回	97 回
利用人数(延)	746 人	593 人

催 日	週 3 回(火・木・金) 1 日 4 時間(10:00～14:00)
会 場	笠岡市老人福祉センター 大広間
提 供 サ ー ビ ス	入浴サービス、給食サービス、レクリエーション活動 (脳活性化レク)、運動器の機能向上のための運動・評価、送迎

(6)健康長寿愛らんど事業

夢ウエル丸事業の後継事業として平成26年度から実施する健康長寿愛らんど事業は、専門職を派遣した介護予防事業と社会福祉協議会の交流活動事業の2つの事業を合わせた事業で、島しょ部の高齢者の介護予防や閉じこもり防止、生きがいづくりにつながっています。

地 区		開催回数	参加人数 (延べ)	地 区		開催回数	参加人数 (延べ)
高 島		18 回	176 人	飛 島		16 回	233 人
白石島		15 回	412 人	真鍋島		16 回	237 人
北 木 島	大浦	18 回	193 人	六島		16 回	85 人
	豊浦	17 回	175 人	合 計		132 回	1,666 人
	金風呂	16 回	155 人				

(7)居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営

社会福祉協議会では、民間事業の参入が困難な島しょ部への参入を行い、島しょ部在住の介護が必要な方へのケアマネジメントやヘルパー派遣を行っています。

○笠岡市

(1) 介護保険

ア 第1号被保険者数(65歳以上)

年度	H30 3月末	H31 3月末	R2 3月末	R3 3月末	R4 3月末
人 数	17,324 人	17,277 人	17,238 人	17,247 人	17,208 人

イ 要介護認定者数

介護度	要支援1	要支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合 計	認定率	2号 認定者
R4 3月末	474 人	889 人	604 人	569 人	402 人	426 人	266 人	3,630 人	21.09%	50 人
R3 3月末	468 人	934 人	587 人	570 人	421 人	394 人	257 人	3,631 人	21.05%	50 人
R2 3月末	466 人	927 人	569 人	576 人	433 人	388 人	270 人	3,629 人	21.05%	45 人
H31 3月末	433 人	942 人	550 人	606 人	404 人	360 人	273 人	3,568 人	20.65%	49 人
H30 3月末	385 人	913 人	492 人	608 人	403 人	447 人	299 人	3,547 人	20.47%	51 人

※認定率は2号認定者数を除く

ウ 介護サービス受給者数

	施 設			在宅	地域密着	合計
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型			
R4 3 月末	273 人	412 人	18 人	1,862 人	475 人	3,040 人
R3 3 月末	288 人	404 人	18 人	1,867 人	473 人	3,050 人
R2 3 月末	284 人	397 人	24 人	1,822 人	463 人	2,990 人
H31 3 月末	286 人	409 人	39 人	1,769 人	469 人	2,972 人
H30 3 月末	277 人	424 人	44 人	1,765 人	480 人	2,990 人

エ 介護認定審査会

委員定数 36 人以内

年度	H30 3 月末	H31 3 月末	R2 3 月末	R3 3 月末	R4 3 月末
現員数	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)

※ただし審査運営は各合議体 5 人

オ 介護保険料(3 年ごとに見直し)

(ア)1号保険料(65 歳以上)

a 基準標準月額 6,000 円(岡山県平均 6,271 円 全国平均 6,014 円)

b 令和 3 年度から 3 年間の年額保険料

※ただし、第1段階～第3段階は、保険料の軽減が行われます。

所得段階		介護保険料 (年額)	所得要件
第 1 段階	0.30	21,600 円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.43	31,000 円	住民税非課税世帯で第 1 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.70	50,400 円	住民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円を超える人
第 4 段階	0.90	64,800 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 5 段階	(基準) 1.00	72,000 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を越えている人

第 6 段階	1.20	86,400 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.30	93,600 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第 8 段階	1.50	108,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第 9 段階	1.60	115,200 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 320 万円以上 450 万円未満の人
第 10 段階	1.70	122,400 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 450 万円以上 600 万円未満の人
第 11 段階	1.90	136,800 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 12 段階	2.00	144,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 800 万円以上の人

(イ)保険料の納期

- a 特別徴収の納期 4・6・8・10・12 月、翌年 2 月(6 期)
- b 普通徴収の納期 7 月～翌年 2 月の毎月(8 期)

(ウ)介護保険料の減免

- a 火災など災害等の減免…国で決められた制度
- b 生活困窮者に対する特別減免…(平成 14 年 4 月 1 日から実施・笠岡市独自)
保険料第 1 段階者で減免要綱に定めるものについて、2 分の 1 を減額。保険料第 2 段階者または第 3 段階者で減免要綱に定めるものについて第 1 段階者保険料

カ 笠岡市介護保険の独自制度

(ア)利用料等助成制度

- a 利用料(自己負担金)の一部助成制度(平成 12 年度 4 月 1 日実施)
保険料基準第 1 段階者で介護保険料の特別減免者に対し、利用料の 50%助成(ただし、国の経過、支援、軽減措置利用者は除く。)
- b 離島地域特別加算額助成制度(平成 12 年 4 月 1 日実施)
離島地域の居宅サービスの特別地域加算利用者負担額を全額助成

(イ)笠岡市のその他の制度及び事業

- a 施設入所者高額介護サービス費受領委任払制度(平成 12 年 6 月 1 日実施)
入所者の一時的負担を軽減するため、高額介護サービス費分を事業者が一時的に立て替える制度
- b 離島地域における福祉用具貸与航送料等助成制度
離島地域在住の要介護(支援)認定者に対し、福祉用具の貸与に係る航送料及び普通船の運賃等に相当する額を助成する。貸与開始時は全額助成、廃止する場合は 2 分の 1 を助成
- c 介護サービス相談員派遣事業(平成 13 年 1 月 26 日実施)
介護サービスの質的向上を目的とする。介護サービス相談員を施設等へ派遣し、利用者の声を聞き、苦情等に対して施設に改善を提言する。

キ 介護保険運営協議会等

(ア)介護保険運営協議会(平成 13 年 8 月設立)

公募市民委員 2 名を含む,委員 10 名

介護保険の運営に関する重要事項を調査検討し,介護保険の円滑な運営を図るとともに,地域密着型サービスの指定審査を行う。(平成 18 年 4 月導入)

(イ)地域包括支援センター運営協議会(平成 18 年 4 月設立)

地域型在宅介護支援センター運営実績を持つ法人の代表を含む,委員 14 名。

地域包括支援センターの設置及び適切な運営,公正・中立性の確保,その他センターの円滑かつ適正な運営を図ります。

ク 笠岡市地域包括支援センター

笠岡市地域包括支援センターは,介護予防支援業務を実施する「指定介護予防支援事業者」としての指定を受けています。その内容については,以下のとおりです。

事業所の名称等

事業所の名称	笠岡市地域包括支援センター
事業所の所在地	笠岡市十一番町 1-3(笠岡市保健センター1 階)
設置者	笠岡市
業務実施者	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会 会 長 天野 美彦
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日

事業所の概要

業務日	1 月 4 日から 12 月 28 日までの月曜から金曜 (祝祭日を除く)
業務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
事業の実施地域	笠岡市全域
職員の体制	センター所長 (1 名) 保健師または看護師 (3 名以上) 主任介護支援専門員 (3 名以上) 社会福祉士または社会福祉主事 (3 名以上) 介護支援専門員 (10 名以上) 事務職員 (2 名)

(2) 老人福祉

R4.4.1

		項目	説明	内容
虚弱高齢者・一人暮らし高齢者対策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業 (自立支援ヘルパー)	要介護認定非該当(自立)の高齢者で,所得税非課税世帯の高齢者に対して自立生活を支援するホームヘルパーを派遣する	利用者 1 名 (令和 3 年度)
		福祉基金助成事業	高齢化や核家族化の進展に伴う福祉需要の増大多様化に対応するため,平成 3 年 4 月 1 日より設置	別紙一覧表
		福祉電話の設置	一人暮らし老人,重度身体障害者に貸与するもので,緊急連絡手段を確保する。	8 台保有(設置工事費及び毎月の基本料を市が負担)
		緊急通報システム	一人暮らしの高齢者の緊急事態をいち早く察知するための通報装置を設置する。 近隣住民など 3 名の連絡先を登録。	令和 3 年度 13 台 令和 2 年度 13 台 令和元年度 20 台
		高齢者給食サービス事業	支援が必要な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で,かつ所得税非課税世帯の対象者に週 2 食までの配食の補助を行う。	延べ 927 人に対し 7,476 食補助 (令和 3 年度)
		生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者でかつ要介護認定の非該当者に対して,生きがい対応サービスを提供する。	老人福祉センター及び デイサービス 眞奈井で 実施
		高齢者住宅改造助成事業	介護保険制度を利用して住宅改造をされる住民税非課税の方に対して,上乗せして対象工事に補助をする制度。	31 件(令和 3 年度) 25 件(令和 2 年度) 31 件(令和元年度)
		日常生活用具の給付	所得税非課税世帯の高齢者に対して,眼鏡・杖・手押し車の購入の補助を行う	眼鏡 1 件,杖 4 件 手押し車 7 件 (令和 3 年度)
	施設	養護老人ホーム	高齢者のうち,環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方を入所させるサービス。	敬愛園等に 30 人措置 (令和 3 年度末)
	地域で支える福祉体制	社会福祉協議会	民間の社会福祉法人で,地域福祉活動の中核的役割を担う。	老人福祉センター
		福祉・保健ボランティア活動	市民有志の参加により日常生活上援護を要する方々に対して様々な活動を行う。事務局は社会福祉協議会内に設置。	
		ささえ愛事業	婦人会,愛育委員会,栄養委員会,社協支部,民生委員等が中心になって高齢化社会を地域から支え合うネットワークを形成し,地域福祉向上に貢献する。	いきいきサロン 友愛訪問等
		ふれあい・たすけ愛サービス事業	公的サービスでは対象にならない様々なサービスを有償ボランティアが提供する。 実施事業所:認定特定非営利活動法人ハーモニーネット未来	
高齢者生きがい対策	ソフト事業	笠岡市シルバー人材センター	老人の生きがい対策事業の一つとして,60 才以上の高齢者で就労意欲の旺盛な希望者を会員登録し,臨時的かつ短期的な就業機会の増大を図るため開設(平成 2 年 4 月)。	会員 267 人 受注件数 3,979 件 契約金額 182,789 千円 (令和 3 年度)
		老人クラブ助成事業	老人クラブが行う活動経費の一部を助成する。	70 クラブ 3,194 人 (令和 3 年度)

		笠岡ことぶき大学	生涯学習の立場から、高齢者の学習機会の提供については社会参加のきっかけの提供。	
		敬老会事業	敬老会実行委員会に委託し、市内 41 地区で開催されている。	77 才以上の高齢者 8,458 人(令和 3 年度) 委託料 1,200 円/人 (市 700 円 社協 500 円)
		笠岡市 老人福祉センター	高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション等の目的のために開設。運営は社会福祉協議会による。	
	ハード事業	ふれあいハウス	デイサービスホーム整備事業として、老人の趣味、生きがいリフレッシュ活動を行う拠点として各地区に年次的に建設している。	平成元年度 大井 平成 2 年度 白石、北川 平成 3 年度 新山 平成 4 年度 横江、追分 平成 5 年度 陶山、竜宮荘 平成 6 年度 尾坂、金風呂 平成 7 年度 大浦、豊浦 平成 8 年度 神島、真鍋島 平成 10 年度 大島
		福祉バス運行事業	身体障害者、高齢者及び福祉事業全般の施策推進のため活用。平成 2 年 5 月から運行開始。	利用件数・人数 令和 2 年度 1 件・21 人 令和 3 年度 3 件・62 人
		ゲンキかさおか広場	高齢者等の体力増進やリフレッシュの場としての全天候型グラウンド。(愛称:ゲンキドーム)	
		認知症高齢者グループホーム「炉端の家」	家庭的な環境の中でお互いの残存能力を生かし、共同で普通の生活を昔ながらに営んでいただく。	定員 9 人
	認知症高齢者対策	共同生活の家	認知症介護研修センター	令和 3 年度 研修日数 35 日 利用人数 288 人

老人ホーム措置者調

令和4年4月1日現在

施設名		所在地	定員	笠岡市からの措置数	備考
養護老人ホーム	敬愛園	笠岡市	60人	21人	養護
	偕楽園	井原市	50人	1人	〃
	長楽荘	倉敷市	100人	4人	〃
	備前多聞荘	備前市	30人	1人	〃
	友楽園	岡山市	50人	2人	〃
	光寿園	広島県福山市	80人	1人	〃
	合計			30人	

9 障がい者福祉

○ 社会福祉協議会

(1) 障がい福祉関係の補助・助成

ア 団体への補助

岡山県障がい者スポーツ大会笠岡市選手団

イ 心身障害者扶養共済制度加入保険料助成事業

市内の岡山県心身障害者扶養共済制度に加入している方に対し、その保険料の掛金の一部を助成し、保護者の心の支えを助長するとともに、心身障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

	R2	R3
件 数	8 件	6 件
補助金額	281,587 円	175,176 円

○笠岡市

(1) 身体障がい者福祉

R4.4.1

項 目	説 明	内 容
1 身体障がい者手帳の交付	障がい程度により 1 級から 6 級に分けて手帳が交付される。	
2 自立支援医療費 (更生医療)の給付	身体障がい者手帳の所持者で、人工透析等の特定の障がいについての医療を受けている者に対して、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力の回復・向上、もしくは増進をはかるために、費用の 1 割負担のうち自己負担分(障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を越える部分について公費で負担する。	平成 18 年 4 月 1 日より施行
3 身体障がい者(児)補装具の交付(修理・借受け)	身体欠損又は損なわれた身体機能を補完するもので、身体に装着(装用)して日常生活に用いる補装具の費用の支給(修理・借受け)をするもの。 なお、適性を示す医師の判定書が必要なものあり。定率 1 割負担、所得制限あり、市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	
4 日常生活用具の給付 (貸与)	在宅の重度障がい者が、日常生活を営むことを容易にするため一般に普及していない用具(「ストマ」、「特殊寝台」等)を給付(貸与)して福祉の向上を図る制度。定率 1 割負担、所得制限あり、市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	

5	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則1割、障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳1・2級、療育手帳A、身障手帳3級かつ療育手帳B(中度)を所持している方。 ただし、所得制限・年齢制限がある。	
6	岡山県心身障がい者扶養共済制度	1級から3級の障がい者を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。	
7	年金、手当等	障がい基礎年金 1級 972,250円／年額 " 2級 777,800円／年額 特別障がい者手当 27,300円／月額 障がい児福祉手当 14,850円／月額 特別児童扶養手当 1級 52,400円／月額 2級 34,900円／月額 児童福祉年金 重度 27,600円／年額 中度 24,000円／年額	
8	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を1日200円支給する。	
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
10	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適應する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
11	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等、その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等に手話通訳及び要約筆記の派遣等を行う。	笠岡市地域生活支援事業
12	地域活動支援センター(Ⅱ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練、社会適應訓練、入浴等のサービスを実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
13	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(2) 知的障がい者福祉

R4.4.1

項	目	説	明	内	容
1	知的障がい者療育手帳の交付	判定A=IQ35 以下の者及びIQ50 以下の者で身体障がい者 1 級から 3 級との重複者 判定B=IQ75 以下 【判定機関】 知的障がい者(18 才以上):知的障害者更生相談所 知的障がい児(18 才未満):倉敷児童相談所			
2	知的障がい児療育相談	知的障がいの幼児,児童,生徒の療育手帳にかかる相談及び生活や就学等の相談を行う。		倉敷児童相談所 井笠相談室で実施	
3	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則 1 割,障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級,療育手帳A,身障手帳 3 級かつ療育手帳 B(中度)を所持している方。 ただし,所得制限・年齢制限がある。			
4	岡山県心身障がい者扶養共済制度	知的障がい者(児)を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。			
5	年金,手当等	障がい基礎年金 1 級 972,250 円／年額 " 2 級 777,800 円／年額 特別障がい者手当 27,300 円／月額 障がい児福祉手当 14,850 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 52,400 円／月額 2 級 34,900 円／月額 児童福祉年金 重度 27,600 円／年額 (療育手帳所持児童) 中度 24,000 円／年額			
6	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。			
7	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
8	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
9	地域活動支援センター(Ⅲ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ,創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
10	その他障がい者福祉対策	別表一覧表			

(3) 精神障がい者福祉

R4.4.1

項 目	説 明	内 容
1 精神障がい者 保健福祉手帳の交付	障がい程度により 1 級から 3 級に分けて手帳が交付される。	
2 自立支援医療費(精神通院) 制度	精神障がいの適正な医療の普及を目的とし、通院に係る医療費が 1 割負担となる制度。 (所得の低い方や重度かつ継続治療の方には自己負担上限額あり)	
3 障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を 1 日 200 円支給する。	
4 岡山県心身障がい者 扶養共済制度	身体障がい 1 級から 3 級又は知的障がいと同程度と認められる障がい者を保護している者の万一の場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて、年金を受け取る制度。	
5 年金、手当等	障がい基礎年金 1 級 972,250 円／年額 " 2 級 777,800 円／年額 特別障がい者手当 27,300 円／月額 障がい児福祉手当 14,850 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 52,400 円／月額 2 級 34,900 円／月額	
6 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
7 日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
8 地域活動支援センター (I 型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
9 その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(4)障がい福祉サービス

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

ア 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に対して、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害の人に対して、外出時に同行して支援を行う。

イ 日中活動系サービス

短期入所	障がい者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを利用する。
生活介護	昼間、介護が必要な人に対して、施設等において食事、入浴、排せつの介護や創作活動を提供する。
就労移行支援	一般企業等への雇用が見込まれる人に対して、就労に必要な能力を修得するための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、生産活動の場を提供する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に対して、就労に伴う課題の解決に向けて必要な支援を行う。

ウ 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、相談や援助を行う。

エ 相談支援

計画相談支援(特定)	障害福祉サービス等を利用する人に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行う。
------------	--

(5)障がい児通所支援等

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への対応のための支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し、生活能力の向上のための訓練を行う。
計画相談支援(障がい児)	障害児通所支援等を利用する児童に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、通所開始後の支援を行う。

障 がい 者 手 帳 所 持 者 数

1 笠岡市の身体障がい者(児)手帳所持者数

R4.4.1 現在(単位:人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障がい	49	39	11	13	15	7	134
聴覚・平衡機能障がい	21	24	31	33	3	89	201
音声・言語・そしゃく 機能障がい	0	1	7	10	0	0	18
肢体不自由障がい	166	154	133	277	111	62	903
内部障がい	427	8	72	153	0	0	660
合 計	663	226	254	486	129	158	1,916

2 笠岡市の知的障がい者(児)療育手帳所持者数

R4.4.1 現在(単位:人)

区 分	療育手帳A	療育手帳B	合 計
18 才未満	22	47	69
18 才以上	128	286	414
合 計	150	333	483

3 笠岡市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数

R4.4.1 現在(単位:人)

1 級	2 級	3 級	合 計
29	235	74	338

身体障がい福祉制度一覧表

(※は知的障がい者 ◎は精神障がい者にも該当)

1 公共料金の割引

R4.4.1

制 度	内 容	窓 口
※ JR運賃	1 種の方は付添者と共に利用する場合半額(本人のみの場合は片道 101km 以上半額) 2 種の方は本人のみ(片道 101km 以上に限る)半額	JRの各駅
※ 民間バス運賃	市外(岡山県内)では、乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳の呈示により、運賃半額	バス会社
◎ 民間バス運賃	井笠バスカンパニーの路線バスで市内分は無料。 乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳とバス無料券を呈示	福祉事務所
※ 民間船運賃	鳥しょ部に住所のある方に市内定期旅客船利用の無料券年 48 枚(月 3 回以上の継続した通院が必要な場合は年 96 枚、就労訓練を目的とした通所者には必要とする枚数)を交付	〃
※ タクシー料金	料金 1 割引(手帳呈示による) 基本料金無料券又は 500 円券(1 回に 2 枚まで利用可)を選択し、年 48 枚を交付(身障 1・2 級、療育又は精神保健福祉手帳 1 級所持者で所得税非課税世帯) ※ただし、透析患者は除く	市内タクシー 福祉事務所
※ はりきゅうマッサージ 施術費助成	助成券年 24 枚を交付(身障 1～3 級又は療育手帳所持者で所得税非課税者) ※市内の指定の施術所のみ	〃
※ 航空運賃	1 種は本人付添者共割引 2 種は本人のみ割引 (療育手帳は航空割引の証明印が必要)	航空会社
※ 有料道路通行料金	通常料金の半額 (1 種は本人又は介護者の運転、2 種は本人の運転のみ) (療育 A は介護者の運転のみ)	福祉事務所
ファックス維持費	聴覚、音声又は言語障がい 3 級以上の者が契約者の時、月額基本料金を助成する	〃
※ 放送受信料減免	全額免除: 本人の属する世帯全員が市町村民税非課税世帯 半額免除: 身障 1・2 級、療育 A、精神 1 級で本人が世帯主の場合又は視覚・聴覚障がい本人が世帯主の場合	NHK 福祉事務所
※ NTT無料番号案内	視覚 1～6 級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい)1～2 級、療育、精神手帳所持者(事前登録必要)	NTT
点字郵便無料扱い	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(ただし、3kg 以内のもので一部を開封)	郵便局
※ 青い鳥郵便葉書 無償配布	身障 1・2 級又は療育 A の手帳所持者 申請期間 毎年 4/1～5/31	〃
透析患者交通費助成	透析のため通院している人に対し月額 2,500 円の交通費助成を行う(所得税非課税者)	福祉事務所

2 用具の給付		
補装具の交付 (修理・借受け)	身体上の障がいを補うための補装具の費用の支給(修理・借受け)を行なう。更生相談所の判定を要す場合あり (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の補装具もある。	福祉事務所
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者に対し,ストマや特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の日常生活用具もある。	〃
3 医療・年金・税金		
自立支援医療 (更生医療)	身障手帳の所持者で,人工透析等特定の障がいについて医療を受ける者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
自立支援医療 (育成医療)	厚生労働省令で定める身体障がいのある障がい児の健全な育成を図り,生活能力を得るための必要な医療を受ける者に,自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	〃
◎ 自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいのため,通院医療が必要と診断,認定を受けた者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
※ 岡山県心身障がい者 医療費公費負担制度	心身障がい者に適用(所得制限及び年齢制限あり) 身障 1・2 級,又は療育 A,又は身障 3 級かつ療育 B(中度)の所持者	市民課
※ ◎ 障がい児福祉手当	在宅障がい児で常時介護を必要とする者(所得制限あり)	福祉事務所
※ 特別障がい者手当	在宅で重度の障がいが重複し,常時介護を必要とする者(所得制限あり)	〃
※ ◎ 特別児童扶養手当	20 歳未満の障がい児(身障 1～3 級,4 級の一部と同程度)を扶養する者に手当を支給(所得制限あり)	〃
※ 笠岡市児童福祉年金	20 歳未満で身障 3 級以上及び療育 B(中度)以上の障がい児童を監護するものに支給 (障がい児福祉手当と併給できません)	〃
※ ◎ 障がい基礎年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	市民課 倉敷西年金事務所
※ 障がい厚生年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	倉敷西年金事務所
※ ◎ 税の控除	所得税における所得控除 (障がい者控除 27 万円,特別障がい者控除 40 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育 A,精神 1 級の手帳所持者)	笠岡税務署
	市民税における所得控除 (障がい者控除 26 万円,特別障がい者控除 30 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育 A,精神 1 級の手帳所持者)	税務課

※ ◎ 税の減免	自動車取得税,自動車税(普通自動車が対象)の減免	岡山県自動車税事務所
	軽自動車税の減免	税務課
※ ◎ 利子課税の減免	銀行預金,国債など各 350 万円まで非課税	金融機関
4 その他の制度		
自動車改造費助成	障がい者が使用するため購入した車の操向装置及び駆動装置に改造を要するとき,その改造費を 10 万円まで助成	福祉事務所
※ 駐車禁止除外 ◎ 指定車の申請	心身障がい者等の本人に標章を交付 (障害・等級等に条件あり)	警察署
※ ◎ 生活福祉資金貸付	生業費,支度費,技能修得費,通勤自動車購入費等を貸付ける	福祉協議会
※ ◎ 公 営 住 宅	同一団地・区分において,募集戸数が 5 戸以上の場合,5 戸につき 1 戸が優先入居の対象となる (障がい等級に条件あり)	都市計画課
	入居世帯に身体障がい者等の手帳所持者がいた場合に,等級等により家賃の減額あり(市県民税非課税世帯)	〃
※ ◎ 障がい者扶養共済	掛金により,障がい者(1 級～3 級と同程度)の扶養者が万一の場合,残された障がい者に年金を支給	福祉事務所
※ 障がい者スポーツ ◎ 大会	毎年春に障がい者の方が参加して岡山県大会が実施される	〃
※ ほっとパーキング ◎ おかやま	歩行が困難な方に対象駐車場の優先駐車利用証を発行 (障がいの程度に制限あり)	〃
※ ◎ 介護慰労金	18 歳以上の重度の障がいがある方を,同居で介護されている方に対して支給	〃



10 災害見舞,資金貸付,法外援護

○ 社会福祉協議会

(1) 緊急援護資金貸付金(※1件 5万円以内)

低所得世帯を対象に,生活再建のための生活費の一部を上限5万円まで貸付しています。

(2) 生活福祉資金貸付(県社協業務)

低所得・障害者・高齢者世帯で,生活を再建するための資金の貸付申請のための相談窓口を開催しています。

(3) 災害見舞金の給付

災害により被災した市民に対し,災害見舞金等を給付して被災者を激励します。

	R2 年度	R3 年度
件 数	8 件	7 件
金 額	70,000 円	65,000 円

(4) 入学支度資金貸付事業

市内に居住する者で,大学進学(修業年限4年以上)に際し入学資金が不足すると認められる者に対し,入学支度資金の貸付を行い,将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。(貸付限度額 50万円)

○ 笠岡市

(1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

ア 災害援護

災害見舞 火災,水害等による被災者に対し,次のとおり見舞いを行う。

災害の 程度	市		日 赤	
	品 目	家族数	品 目	数 量
全焼全壊 全流失	見舞金 30,000円,準世帯 10,000円	限定なし	毛布 緊急セット バスタオル	1名につき1枚 1世帯(4名)に つき1セット 1名につき1枚
半焼半壊	見舞金 20,000円,準世帯 10,000円			
床上浸水	見舞金 10,000円,準世帯 10,000円			
死亡	弔慰金 50,000円	1名	弔慰金	20,000円
負傷	見舞金 15,000円	1名		

令和3年度災害見舞状況 笠岡市災害見舞金等給付規則(第4条)

市からの見舞金 1件 80,000円

イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けた被害者に次のような弔慰金の支給及び援護資金の貸付を行う。

区 分	金 額	笠岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
災 害 弔 慰 金	500万円(又は250万円)	(第5条)
災害援護資金	150万円～350万円	(第13条)

ウ 法外援護

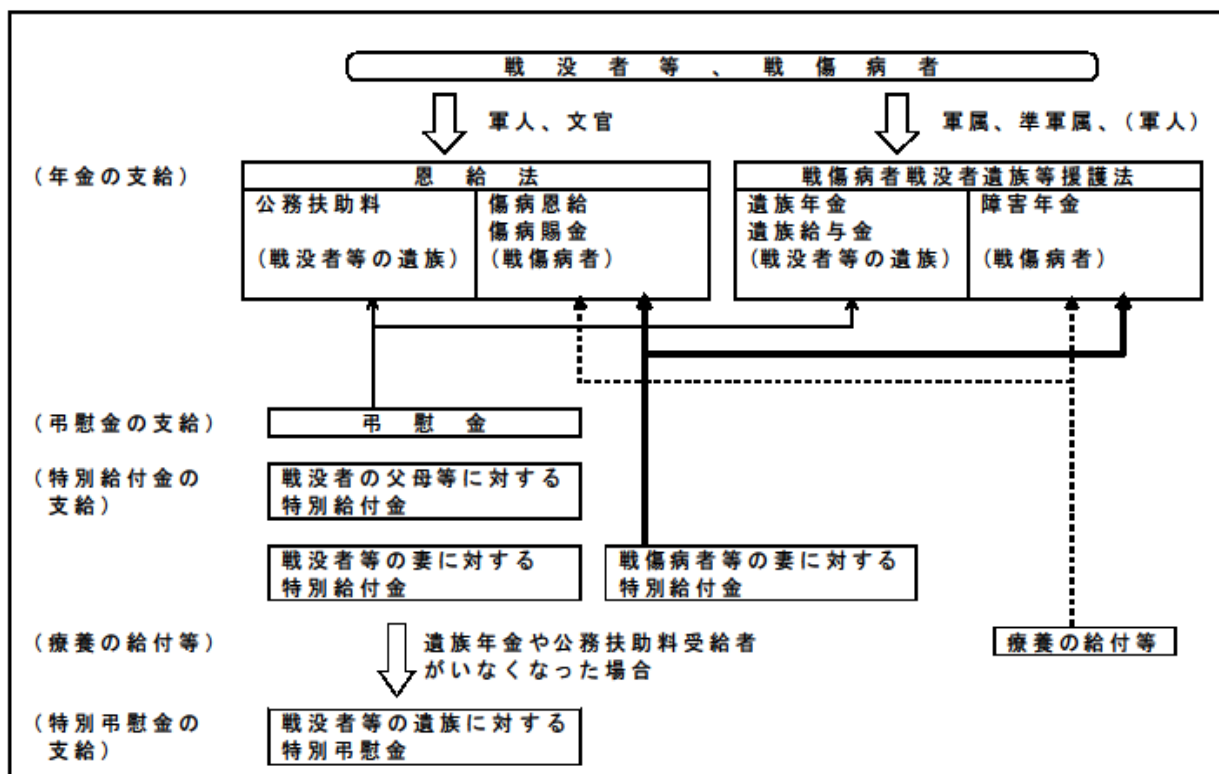
(ア) 無銭旅行者援護…失職等による帰郷,求職による無銭旅行者に移送援助を行う。

鴨方駅(山陽本線上り),福山駅(山陽本線下り)までの,普通回数券を支給する。

(イ) 行旅病人援護…一時的な行旅病人の保護をおこない,身元の照合等を行い,必要に応じ生活保護を実施する。

(ウ) 行旅死亡人処置…身元不明の死亡人の処置を行う。

戦没者遺族等、戦傷病者に対する援護体系



★JR乗車券類引換証の交付

戦傷病者(介護者)に, 障がいの程度に応じて, JR乗車券・急行券・特急券が無料になる引換券を交付

11 その他

○ 社会福祉協議会

(1) 権利擁護事業

認知症や知的障がい又は精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な方に対して成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、本人の権利が侵害されないように次の支援を行っています。

ア 法人後見事業(※里庄町民も利用対象)

笠岡市社会福祉協議会が家庭裁判所から選任を受け、成年後見人等に就任し、利用者の身上保護及び財産管理を行っています。

法人後見受任件数

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
	新規受任件数	4	4	3	5	4
	終結件数	5	4	2	6	6
受任件数	後見類型	22	20	20	22	21
	保佐類型	8	9	8	9	8
	補助類型	1	1	1	1	1
	合 計	31	30	29	32	30

※受任件数＝当該年度内に終結した件数も含めた受任実績数

イ 日常生活自立支援事業(※笠岡市民のみ利用対象)

地域で安心して生活を送るため、判断能力に不安のある方を対象に様々な手続きや契約の手伝い、それに伴う利用料の支払い、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金や預金通帳など大切な書類の保管などを行っています。

福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	利用料は1時間まで 1,100 円。1時間を超える場合は、30 分ごとに 550 円加算。生活支援員がお手伝いするときにかかる交通費(駐車場代含む)、実費が必要。
書類等の預かりサービス	5,000 円／年

日常生活自立支援事業契約者数

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
	新規契約件数	4	12	7	1	7
	終結件数	8	7	11	4	5
契約者数	認知症高齢者	16	16	13	5	7
	知的障がい者	10	11	12	11	12
	精神障がい者	6	9	11	10	10
	その他	1	1	1	1	1
	合 計	33	37	37	27	30

※契約者数＝当該年度内に終結した件数も含めた契約実績数

(2) 笠岡市・里庄町成年後見センター

成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度の中核的な役割を担う機関として、笠岡市及び里庄町が共同で令和4年3月1日設置し、その運営を笠岡市社会福祉協議会が両市町から委託を受けて実施しています。

同センターは、①相談、②利用促進、③後見人支援、④広報・啓発の4つの機能を備え、成年後見制度における公的な専門機関として事業を展開します。

なお、これまで成年後見制度における専門機関として、笠岡市及び里庄町の両社会福祉協議会が共同で設置していた「かさおか権利擁護センター」がありましたが、事業内容が重複する部分が多いことから、かさおか権利擁護センターの機能を笠岡市・里庄町成年後見センターへ移管し、かさおか権利擁護センターは令和4年3月末日をもって廃止しました。

ア 権利擁護に関する相談

利用者の状況を把握し、その状況に応じた権利擁護に関する制度の紹介や助言などを行っています。

相談件数(延件数)

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
笠岡市相談件数		436	346	230	167	325
里庄町相談件数		12	10	4	12	16
合 計		448	356	234	179	341
※ 重複 有 内 容 別	成年後見制度	412	193	218	142	207
	日常生活自立支援事業	189	214	61	27	128
	委任契約	2	0	1	5	3
	その他	45	10	6	13	31

※かさおか権利擁護センターの件数(R4年度から成年後見センターの相談件数として計上)

イ 法定後見制度申立て支援

成年後見制度を必要としている人が円滑に利用できるように、首長による申立て及び親族による申立ての支援を行っています。

申立て支援件数(実件数)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
笠岡市長による申立て支援件数	13	9	7	10	7
里庄町長による申立て支援件数	1	0	0	0	0
親族による申立て支援件数	3	4	4	4	3
合 計	17	13	11	14	10

※かさおか権利擁護センターの件数(R4年度から成年後見センターの相談件数として計上)

ウ 市民後見推進事業

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まる中、成年後見人等の受任余力の拡大と、同じ地域で暮らす住民目線から利用者に対して、よりきめ細やかな支援が期待できる市民後見人の養成及び活動支援体制を整備する取り組みを行っています。

市民後見人養成課程受講者数

養成期間	H23～ H24 年度	H24～ H25 年度	H25～ H26 年度	H27～ H28 年度	H29～ H30 年度	R1～ R2 年度	R3 年度
笠岡市	第1期 7	第2期 8	第3期 5	第4期 5	第5期 5	第6期 1	未実施
里庄町		第1期 2	第2期 2	第3期 1	第4期 1	第5期 1	未実施

受講者の内、養成課程を修了した者は当センターが管理する市民後見人バンクへ登録し、ケース発生時に成年後見人等候補者として家庭裁判所へ推薦します。

市民後見人バンク登録者数(R4.3.31 現在)

	笠岡市	里庄町
市民後見人バンク登録者数	16	5
市民後見人活動者数	7	3

※市民後見人活動者数＝実際に家庭裁判所から選任され成年後見人等として活動する者

(3) 老人福祉センター

高齢者・障がい者などが、レクリエーション活動や地域福祉活動の拠点として気軽に利用できる施設として運営を行なっています。

ア 多様な相談に対応するための、相談・ミーティングルームの設置

イ 入浴施設、トレーニングルームの設置

利用人数		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
老人福祉センター	貸館	11,335	11,598	9,240	9,046	7,303
	入浴	6,999	7,380	7,925	6,464	5,107
ゲンキかさおか広場		5,534	5,138	4,575	3,484	3,244
合 計		23,868	24,116	21,740	16,496	15,654

休館日 第3日曜日の翌日を除く月曜日、第3日曜日、祝日(敬老の日は除く)、年末年始

連絡先 笠岡市老人福祉センター(笠岡市社会福祉協議会)

笠岡市十一番町15 電話 62-4353

(4) 保健センター

指定管理者として、笠岡市より業務受託し管理運営業務を行っています。

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
大研修室 (ギャラクシーホール)	件数	187	183	183	149	134
	人数	19,587	20,057	18,400	5,726	13,647
研 修 室	件数	280	267	263	165	154
	人数	9,374	9,901	9,653	3,876	2,752
合 計	件数	467	450	446	314	288
	人数	28,961	29,958	28,053	9,602	16,399

休館日 毎週木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

連絡先 笠岡市保健センター(笠岡市地域包括支援センター)

笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701

○ 笠岡市

(1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

R4.4.1

助成事業の種類	助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
1 身体障がい者・知的障がい者等交通費助成事業			
(1) タクシー料金助成事業	所得税非課税世帯の者で、身体障がい者手帳(1・2 級)、療育手帳又は精神保健福祉手帳(1 級)を所持している者に対し、タクシーの基本料金無料券又は 500 円券のいずれかを選択し交付する。ただし内部障がい者(透析患者)は除く。	一乗車につき 中型タクシー利用料金	中型タクシー1回の基本料金又は 500 円券(1 回 2 枚まで利用可)の乗車券を年 48 枚以内
(2) 心身障がい者(児)定期路線バス交通費助成事業	市内に住所を有する心身障がい者等に対し、市内の路線バスを無料で利用できる乗車券を交付する。	委託料	委託料 年間 3,800,000 円
(3) 心身障がい者(児)定期旅客船交通費助成事業	島しょ部に住所を有する心身障がい者等に対し、高速船を除く市内定期旅客船の無料乗船券を交付する。	一乗船につき 普通旅客船運賃	普通旅客船運賃(重度心身障がい者(児)が車両での通院が必要と確認された場合で、かつ市内定期貨客船を利用する場合は、付添い人の運賃及び車両航送料を含む。)の乗船券を年 48 枚以内とする。ただし、次の各号に掲げる者については、各号に掲げる枚数 ア 医師の診断書等により、月に 3 回以上の通院が必要と確認された者は年 96 枚以内 イ 事業所の証明書等により、就労訓練を目的として、就労移行支援事業、就労継続支援事業(B型)及び地域活動支援センター事業(I 型又はⅢ型)を行う事業所への通所が確認された者は、通所に要する枚数を別に加える
2 寝たきりの身体障がい者介護助成事業	本市に 1 年以上住所を有する在宅者かつ寝たきりの心身障がい者のうち、障がい支援区分が 5 以上と認定された者で、介護保険法の施策の対象とならない者の介護を、当該年度に引き続き 6 箇月以上行っている同居の所得税非課税世帯に対して支給する。		一人年額 50,000 円

助成事業の種類	助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
3 聴覚障がい者用ファックス維持費助成事業	聴覚、音声又は言語機能障がい3 級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として通信用ファックスを設置している者に対して、その基本料金を助成する。	ファックス基本料	月額基本料金以内
4 ボランティアグループの育成及び活動費助成事業	障がい者(児)、老人、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進するボランティアグループ(5 人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	資材、交通費、ボランティア保険料等	年 100,000 円以内
5 福祉電話維持費助成事業	電話等の連絡設備のない市民税非課税世帯で、1 人暮らしの 65 歳以上の者、又は 65 歳以上で寝たきりの配偶者とのみ生計を共にしている者、又は重度の身体障がい者(1・2 級)に対して、福祉電話の費用の一部を助成する。	電話設置費及び使用料	設置等工事費及び月額基本料金
6 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい手帳(1～3 級)又は療育手帳を所持する者(所得税非課税者)、及び 65 歳以上の者(所得税非課税世帯)が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する免許を有する市内の施術所で利用できる助成券を交付する。	施術費	施術利用助成券(1,100 円)を年 24 枚以内
7 重度心身障がい者成人祝金助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい者手帳(1～2 級)及び療育手帳(A)を所持している者が 18 歳を迎えた時に支給する。	祝金	1 人 30,000 円
8 原子爆弾被爆者見舞金助成事業	本市に 1 年以上住所を有する者で、被爆者健康手帳所持者に対して支給する。	見舞金	1 人 年間 10,000 円
9 透析患者交通費助成事業	本市に住所を有する者で、障がい者手帳を所持し、透析のため通院している者に対して交通費を助成する。(所得税非課税者)	助成金	月額 2,500 円
10 島しょ部高齢者通院交通費助成	島しょ部に住所を有する高齢者(70 歳以上所得税非課税世帯)が月 1 回以上継続して通院のため市内定期旅客船(高速船を除く)を利用の際、その復路運賃の無料乗船券を交付する。	一乗船につき普通旅客船運賃(復路のみ。券の利用時には医療機関の証明が必要。)	普通旅客船運賃の乗船券を年 24 枚

資 料

令和3年度 笠岡市社会福祉協議会活動集計表

寄付金

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
寄付件数	4件	3件	5件	3件	0件	3件	6件	3件	8件	3件	4件	4件	46件
寄付金額	70,000円	60,000円	220,000円	180,000円	0円	70,000円	121,000円	120,000円	282,000円	74,000円	150,000円	31,130円	1,378,130円
指定寄付件数	7件	11件	7件	2件	0件	0件	3件	1件	1件	2件	0件	1件	35件
指定寄付金額	84,530円	79,150円	56,850円	50,000円	0円	0円	174,600円	5,000円	11,000円	14,341円	0円	8,776円	484,247円

会費

事業名	実績	目標額	目標達成率
普通会費	6,419,000円	7,000,000円	91.7%
賛助会費	652,000円	600,000円	108.7%
特別会費	620,000円	600,000円	103.3%
合計	7,691,000円	8,200,000円	93.8%

指定管理業務

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用件数	766件	206件	242件	590件	450件	175件	592件	644件	638件	628件	537件	698件	6,166件
利用者数	1,775人	692人	690人	1,558人	1,194人	248人	1,687人	1,583人	1,612人	1,467人	1,216人	1,932人	15,654人
利用件数	21件	14件	30件	36件	16件	5件	28件	38件	35件	19件	12件	34件	288件
利用者数	1,193人	980人	3,571人	4,962人	442人	122人	642人	1,062人	1,558人	455人	171人	1,241人	16,399人
利用件数	134件	53件	65件	168件	95件	1件	147件	127件	117件	109件	54件	112件	1,182件
利用者数	2,312人	608人	713人	2,041人	949人	25人	1,810人	1,411人	1,256人	1,028人	517人	1,225人	13,895人

地域支援係

事業名	4月審査分	5月審査分	6月審査分	7月審査分	8月審査分	9月審査分	10月審査分	11月審査分	12月審査分	1月審査分	2月審査分	3月審査分	合計
笠岡社協指定 居宅介護 支援事業所	48人	55人	57人	55人	52人	53人	50人	54人	52人	49人	49人	44人	618人
審査決定額	544,960円	648,170円	670,090円	636,990円	598,680円	618,670円	579,920円	640,930円	597,940円	565,660円	568,880円	511,860円	7,182,750円
介護予防受託件数	63件	67件	68件	71件	71件	73件	72件	77件	82件	80件	79件	81件	884件
受託金額	251,700円	276,732円	289,736円	283,592円	286,592円	303,496円	283,644円	318,534円	338,244円	315,360円	314,418円	335,244円	3,597,292円
要介護利用者	14人	21人	18人	17人	16人	17人	17人	15人	14人	12人	12人	9人	182人
介護予防利用者	23人	22人	21人	23人	23人	24人	24人	26人	25人	25人	25人	22人	283人
審査決定件数	37件	43件	39件	40件	39件	41件	41件	41件	39件	37件	37件	31件	465件
審査決定額	555,048円	597,128円	530,454円	484,599円	549,408円	519,238円	548,292円	528,604円	497,226円	497,532円	474,969円	385,437円	6,167,935円
障害利用者	16人	10人	12人	12人	9人	10人	9人	7人	10人	12人	10人	12人	129人
審査決定件数	16件	10件	12件	12件	9件	10件	9件	7件	10件	12件	10件	12件	129件
審査決定額	224,645円	199,540円	234,371円	234,270円	174,980円	192,470円	194,840円	149,220円	288,750円	237,500円	237,110円	241,330円	2,609,026円

地域福祉係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出	車いす	3件	6件	2件	8件	6件	4件	7件	3件	1件	4件	4件	9件	57件
	チャイルドシート	9件	件	3件	3件	2件	3件	6件	4件	5件	6件	1件	2件	44件
相談 提供 貸付	ジュニアシート	2件	1件	件	2件	件	1件	2件	3件	3件	件	件	1件	15件
	相談件数(総数)	48件	68件	107件	61件	80件	96件	69件	65件	57件	59件	50件	59件	819件
	法律相談	4件	3件	4件	3件	3件	4件	4件	4件	4件	4件	3件	4件	44件
	ほのぼの・一般相談	44件	65件	103件	58件	77件	92件	65件	61件	53件	55件	47件	55件	775件
	緊急援助貸付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件
	フードバンク提供件数	16件	12件	6件	5件	11件	15件	10件	9件	7件	13件	7件	6件	117件
地域福祉活動	高齢者サロン	203カ所 2,343人	80カ所 886人	35カ所 467人	118カ所 2,261人	62カ所 1,038人	28カ所 327人	104カ所 2,184人	129カ所 2,602人	131カ所 2,393人	68カ所 1,228人	76カ所 1,144人	145カ所 1,657人	1,179カ所 18,530人
	子育てサロン	3カ所 56人	1カ所 11人	1カ所 39人	2カ所 60人	6カ所 61人	0カ所 0人	2カ所 14人	2カ所 47人	4カ所 136人	1カ所 7人	0カ所 0人	1カ所 18人	23カ所 449人
	友愛訪問	8回 500人	7回 464人	4回 264人	4回 141人	9回 307人	7回 386人	7回 578人	1回 127人	9回 590人	1回 23人	2回 56人	4回 480人	63回 3,916人
	開催回数	15回	6回	3回	11回	12回	0回	16回	15回	15回	13回	11回	15回	132回
島嶼部 介護予防事業	参加人数	190人	77人	35人	137人	133人	0人	217人	178人	193人	173人	147人	186人	1,666人
	福社用具 譲ってほしい物	18件	12件	7件	14件	11件	8件	9件	20件	22件	14件	9件	22件	166件
	リサイクル 譲りたい物	11件	14件	23件	5件	11件	18件	14件	14件	16件	6件	6件	21件	159件
登記情報	マッチング数	10件	6件	7件	16件	10件	9件	9件	19件	19件	13件	9件	19件	146件
	開催回数	10回	4回	3回	11回	8回	0回	11回	11回	10回	10回	9回	10回	97回
	参加人数	64人	27人	13人	70人	44人	0人	69人	67人	63人	58人	56人	62人	593人
ことぶき大学	開催回数	23回	9回	7回	23回	15回	0回	25回	22回	24回	22回	17回	30回	217回
	参加人数	353人	110人	109人	267人	187人	0人	298人	258人	294人	245人	185人	284人	2,590人
生活支援体制	サポーター派遣回数	72回	67回	61回	72回	66回	69回	64回	64回	90回	69回	60回	81回	835回
福祉学習	開催回数	0回	1回	3回	1回	0回	0回	7回	4回	4回	2回	5回	0回	27回

かさおか権利擁護センター

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
権利擁護センター相談件数	受任件数	24件	29件	43件	26件	33件	30件	38件	35件	28件	15件	20件	20件	341件
	うち 新規受任件数	27件	28件	25件	21件	27件	27件	27件	27件	27件	24件	24件	24件	24件
	うち 終了件数	1件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件
	申立て件数	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	6件
	申立て件数	1件	2件	0件	1件	0件	0件	2件	1件	1件	1件	1件	0件	10件
日常生活 自立支援事業	契約件数	23件	21件	20件	20件	22件	21件	22件	22件	24件	23件	24件	25件	25件
	うち 新規契約件数	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	2件	0件	1件	1件	7件
	うち 終了件数	2件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	5件

地域包括支援センター

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援事業	相談件数	340件	328件	370件	365件	310件	284件	365件	340件	444件	370件	361件	439件	4,316件
	来所	17件	23件	37件	32件	29件	22件	29件	35件	29件	26件	32件	39件	350件
	電話	218件	205件	190件	200件	178件	164件	208件	215件	230件	200件	233件	176件	2,417件
	訪問	87件	80件	127件	123件	86件	91件	113件	79件	156件	112件	85件	127件	1,266件
	その他	18件	20件	16件	10件	17件	7件	15件	11件	29件	32件	11件	97件	283件
	相談内容(重複有)	443件	443件	511件	511件	438件	366件	478件	431件	500件	439件	467件	455件	5,482件
	介護相談	181件	203件	244件	283件	216件	202件	266件	230件	286件	233件	252件	244件	2,840件
	福祉相談	62件	71件	58件	42件	45件	40件	51件	60件	56件	58件	55件	80件	678件
	介護予防	0件	0件	1件	1件	1件	0件	1件	4件	5件	0件	0件	1件	14件
	認知症	50件	39件	67件	95件	79件	41件	40件	38件	29件	36件	27件	42件	583件
権利擁護事業	健康医療	73件	73件	94件	72件	76件	62件	92件	57件	89件	76件	87件	55件	906件
	虐待・権利擁護	11件	14件	30件	10件	6件	11件	18件	18件	9件	11件	16件	18件	172件
	その他	61件	39件	10件	6件	6件	6件	8件	20件	21件	23件	26件	11件	237件
	高齢者以外の相談	5件	4件	7件	2件	9件	4件	2件	4件	5件	2件	4件	4件	52件
	実態把握訪問回数	19件	28件	49件	57件	39件	58件	44件	35件	95件	71件	47件	50件	592件
	成年後見制度	1件	1件	25件	6件	0件	6件	3件	1件	2件	0件	5件	2件	52件
	日常生活自立支援事業	1件	4件	8件	2件	5件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	26件
	老人福祉施設措置	0件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件
	高齢者への虐待対応	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	17件	20件
	介護保険による入所等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
包括的・継続的 マネジメント	消費者被害防止	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	その他	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	ケアマネへ個別相談支援	76件	53件	52件	53件	71件	57件	45件	49件	50件	61件	55件	73件	695件
	ケアプランチェック・評価	91回	62回	42回	57回	56回	34回	57回	48回	41回	51回	46回	49回	634回
	審査決定件数	634件	640件	641件	639件	636件	648件	638件	634件	647件	634件	625件	626件	7,642件
介護予防支援費 マネジメント費	審査決定額	2,753,540円	2,854,280円	2,861,910円	2,838,210円	2,831,040円	2,892,720円	2,833,900円	2,803,930円	2,890,880円	2,803,920円	2,761,500円	2,801,790円	33,927,620円
	審査決定件数	385件	381件	362件	363件	365件	348件	356件	360件	359件	357件	345件	345件	4,326件
審査決定額		1,695,350円	1,711,510円	1,613,180円	1,620,570円	1,641,350円	1,557,720円	1,586,840円	1,621,820円	1,611,420円	1,593,660円	1,541,100円	1,559,100円	19,353,620円



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、全国各県・市町村を単位に設置された、公益性・公益性の高い「民間の福祉団体」です。

住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などと一緒に「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。笠岡市社協は、1966年（昭和41年）4月に設立し（前身の財団法人は昭和27年に設立）笠岡市民のご協力により、地域福祉のセンターとしてみなさんの力でみなさんを支えるふれあいネットワークとして活動しています。

社協の組織

社協一般会員の加入世帯数は12,803世帯で地域福祉推進のため、市内に20の社協支部を組織し、20人の支部長と13人の理事、15人の幹事員とで構成・運営しています。

あなたも社協の会員に

活動を行う社協は市民の皆様の会員会費により、地域福祉を推進しています。

みなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのため、ご協力をお願いします。

○普通会費	一世帯あたり	年 500円
○賛助会費	一人あたり	年 1,000円
○特別会費	一口あたり	年 5,000円

随時受け付けています。

団体等への助成、災害見舞金

地区敬老会、子ども会育成連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、更生保護女性会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、岡山県障害者スポーツ大会選手団参加費、社会を明るくする運動などへの助成を行っています。また、住居が被災した方へ見舞金をお渡ししています。

お問い合わせ先 62-3507

困りごと相談

一人で悩まず、まずはお気軽にご相談を！

- 無料法律相談（弁護士相談）
※毎月第3金曜日
（1人30分要予約。年度内1人1回まで）
- ほのぼの相談（一般相談）
・民生委員による相談（水10:00～15:00）
・ソーシャルワーカーなど社協職員による相談
月曜日～金曜日 8:30～17:15

お問い合わせ先 62-3507

資金貸付

- 緊急援助資金・生活福祉資金貸付（審査あり）
・低所得世帯で緊急一時的なお金の貸付
- ・その他疾病や進学等の一時経費等
- 入学生支援資金貸付（審査あり）
・笠岡市民で4年生大学進学の際の経費

お問い合わせ先 62-3507

生活支援サポート事業

日常生活の中で「ちょっと困っていること」や「誰かと一緒にできること」などを、高齢者等と生活支援サポーターが役割分担してお手伝いする事業です。

生活支援サポーターは「サポーター養成講座」を修了した住民ボランティアの方です。

- 利用料 60分100円（※基本部分）
- 主な活動内容
掃除、簡単な家事、外出同行、買い物代行

お問い合わせ先 62-3507

食の支援

（フードバンク・フードドライブ）

- 個人や企業・施設から食料などのご寄付をいただき、必要な方へ無償提供しています。
主な提供先
○一時的に生活費が足りなくなった家庭
○子育て中の家庭
○下宿中の学生

お問い合わせ先 62-3507

社協支部への助成

地域の福祉課題に対処するため、小学校区等に設置している社協支部に助成金や補助金をお渡しし、活動を応援しています。

お問い合わせ先 62-3507

訪問活動・いのちのバトン

社協支部を中心に、地域にお住まいの高齢者の方等に年末訪問をしたり、緊急情報キット（いのちのバトン）を配布しています。

ふれあいいきいきサロン

身近な地域において、気軽に休めて仲間づくりをしたり、一緒に食事をするなど、ふれあい、交流することができるところです。笠岡では現在約140カ所で社協支部により運営しています。

子育てサロン

子供と一緒に立ち寄って、おしゃべりでき、ホッと息抜きできる場所として開催しています。

福祉用具リサイクル

ベビーカー・ベビラック・ベビシート・チャイルドシート・車イス・押し車など、福祉用具で使えなくなったものを社協に登録して必要な人にお渡ししています。
お気軽に、お問い合わせください。

お問い合わせ先 62-3507

ボランティア

各種ボランティアに参加してみたいと聞かれている方やボランティアが必要なお金（施設）とを、募集しています。また災害ボランティアの登録や災害ボランティア養成講座などを行っています。福祉教育の一環として学生を中心に夏のボランティア体験など実施しています。

福祉ボランティアとして活動されている団体

- 笠岡手話サークル
- 笠岡点字サークル
- 笠岡音楽隊の会
- 笠岡ヘルスボランティアの会
- 笠岡要約筆記サークル
- 笠岡手引きの会
- 笠岡送迎ボランティア
- 笠岡市白百合の会
- 福祉推進ボランティアの会 など

お問い合わせ先 62-3507

生きがいデザインサービス

家に関心がある高齢者（60歳以上）に対し、健康チェック、介護予防体操、入浴サービス、給食サービス、レクレーション等の生きがい活動や簡易な作業等による日常生活訓練の各種サービスを提供することにより、関心もより予防や機能維持を図ることを目的としています。

月2回程度 1日4時間（10時～14時）

利用料 500円程度（昼食代等）

お問い合わせ先 62-3507

利用相談先 62-6662

機材等貸出

車いす・チャイルドシート・ジュニアシートの無償貸出を行っています。
また、非営利の活動で使用できるサロン運営やイベント機材をお貸ししています。

お問い合わせ先 62-3507

共同募金

赤い羽根運動・歳末助け合い運動

毎年10月1日から12月31日まで全国一斉に始まる『赤い羽根共同募金』の募金活動を行っています。

12月に歳末助け合い運動も行っています。これは新たな年を迎える時期に支援を必要とする人達（ひとり暮らしの高齢者、障がい者等）へ献金をお願いしています。

お問い合わせ先 62-3507

ことぶき大学

市内在住の高齢者（60歳以上の方）の生きがいと健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に開催しています。

受講したい方、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

俳句	短歌	書道	民謡
陶芸	木彫	教養	ゲートボール
社交ダンス	フラダンス	手踊り	太極拳
鮎太鼓	川柳	初顔リフォーム	

お問い合わせ先 62-3507

在宅介護リフレッシュ事業

介護者の会（愛称：そよ風の会）を組織し、毎月介護者同士の交流会をもちながら、年2回リフレッシュ旅行などを実施しています。

お問い合わせ先 62-3507

健康長寿愛らんど事業

島嶼部の高齢者の介護予防として、いきいき百歳体操や交流活動、健康・福祉相談を行っています。

お問い合わせ先 62-3507・62-6662

学校等への福祉学習

幼少期からの福祉への理解のために、小学校・中学校・高校等で福祉学習をすすめています。また自治会や公民館などで福祉学習を行っています。

お問い合わせ先 62-3507

えんぴつバンク事業

使われなくなって家に眠っているえんぴつや消しゴム等を寄附していただき配布しています。

お問い合わせ先 62-3507

権利擁護事業

成年後見センター・法人後見事業

契約などが出来なくなった方やその家族に、「成年後見制度」に関する相談の受付や、法人として成年後見人等へ就任し直接支援を行っています。また、より身近な立場で支える「市民後見人」の養成や、活動支援を行っています。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで、契約などの判断に不安をお持ちの方に

○福祉サービスの利用補助

○日常生活管理サービス ○書類等預かりサービスを提供し、誰もが同じように地域で安心して自立した生活を送れるよう援助する事業です。

利用者と社協との契約でサービスを提供します。

お問い合わせ先 62-6590



居宅介護支援事業

笠岡市社協指定居宅介護支援事業所

介護保険の適切なサービス利用ができるよう支援を行います。住み慣れた方が家・暮らし慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援していきます。

対象地域 主に島嶼部 問い合わせ先 63-3933

訪問介護事業

かさおか社協ヘルパーステーション

要支援・要介護状態にある方や障がいのある方に対しホームヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護を行います。

対象地域 主に島嶼部 問い合わせ先 63-3781

笠岡市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として社協は笠岡市地域包括支援センターの委託を受けています。地域で暮らす高齢者の方たちを、総合的に支えていくための拠点として、介護、福祉、健康などのさまざまな面の専門職の知識を活かし、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援を行っています。

○総合相談支援事業

高齢者やその家族から介護・福祉・健康等のさまざまな相談を受けて対応するとともに、リスクの高い高齢者への訪問活動により、早期に適切なサービス利用へとつながるように支援します。

○権利擁護事業

高齢者が在宅において、安心して暮らすことができるように、困難ケースの対応、高齢者虐待への対応や、消費者被害の防止、成年後見制度の活用促進を行います。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で継続して暮らせるように、介護支援専門員へのサポートを適した個別支援を行います。

○介護予防マネジメント事業

要支援1,2の方、事業対象者の方のサービス利用の計画や調整を行い、身体状況の維持や改善を目指したマネジメントを行います。また、いきいき100歳体操などの支援を通じて地域で介護予防ができるよう支援していきます。

○認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、キャラバンメイトの養成や介護・医療との連携を図っています。

お問い合わせ先 62-6662

指定管理事業

笠岡市より指定管理者として、以下の3施設の管理運営をしています。

○老人福祉センター 笠岡市十一番町15 電話 62-4353
○サンライフ笠岡 笠岡市十一番町16-2 電話 63-1533
○保健センター 笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701



作成：社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

事務局 笠岡市十一番町15番地（笠岡市老人福祉センター内）

電話 (0865) 62-3507 E-Mail: shakyo@kcv.ne.jp



笠岡市・里庄町成年後見センターパンフレット



笠岡市・里庄町 成年後見センター
(笠岡市老人福祉センター内)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、祝日及び12月29日～1月3日はお休み)

〒714-0098 岡山県笠岡市十一番町15番地 (笠岡市老人福祉センター内)

☎ 0865-62-5590
FAX 0865-62-3590 / kcm145c@mx1kcy.ne.jp

当センターは、成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関であり、笠岡市及び里庄町が共同で設置し、笠岡市社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

かさおか し さと しやうぢやう
笠岡市・里庄町

成年後見 センター

私たち、
あなたらしい生き方を応援します。

こんなことで悩んでいませんか？

- 消費税率に
対応できなくなった
- お金の管理が
できなくなった
- 身元が心配
将来が不安
- 通帳や印鑑を
失くしてしまっ

笠岡市・里庄町
社会福祉協議会 笠岡市社会福祉協議会

機能① 広報・啓発機能

成年後見制度の理解を進めて利用促進を図ります

- 地域住民の啓発や関係団体等に対して、成年後見制度をはじめ権利擁護に関する研修会やセミナー、出前講座等を実施し、幅広い広報及び周知・普及啓発を行います。

機能② 相談機能

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

- 成年後見制度をはじめ、権利擁護に関するご相談をお受けし、必要に応じて関係機関と連携しながら相談を行います。
- 相談費の負担のときがありますので、相談費をあらかじめご告知いただくことをおすすめします。

機能③ 後見人支援機能

ご家族様による後見人等の活動を応援します

- 日々の生活活動において困っていること等、被後見人様からご相談をお受けし、必要に応じて当センターが後援支援を行います。
- 家庭訪問所への訪問者の研修の仕方等についてアドバイスを行います。

※専門 後見人様からのご相談もお受けしますが、当センターの相談員は福祉士となりますので、第1 相談に関するご相談をお受けし、必要に応じてお受けします。

機能④ 利用促進機能

成年後見制度の利用に関わる支援を行います

- 成年後見制度を利用する方が迅速に制度を利用できるように、審査書類の記入や郵送の仕方等についてアドバイスをいたします。
- ※審査書類の作成を代行するものではありません。(行政はご自身でお願いします)。書類作成の代行をご希望の場合は、弁護士または司法書士にご相談ください。
- ご本人様、ご家族様、関係機関のご相談が集中し、成年後見制度の利用手続を進めることができない場合でも、支援検討チーム員があらゆる方法を検討し、成年後見制度を利用する方が制度を利用できるように働きかけを行います。
- 意思決定支援や身上保護の機能がより強化された支援が提供され、成年後見制度を利用するご本人様が最後まで自分らしく生活することができるよう、ご本人様にとって最適な成年後見人等が選任されるためのマッチング(成年後見人等選任者「募集」)を行います。
- ※当センターにおいてマッチングした後、成年後見人等候補者として市社会福祉協議会へ推薦しますが、その選任(後見人等選任)については市社会福祉協議会が最終的に判断します。

市民後見人の養成と活動支援をします

- 判断能力が十分でない方の生活を身近な立場(住民自治・住民協賛)で受ける「市民後見人」の募集に取り組んでいます。また、笠岡市及び里庄町において市民後見人は原則として笠岡市社会福祉協議会とのかみ後見人方式で活動していただくこととしており、市民後見人として活動が始まった後も、笠岡市社会福祉協議会が同じ成年後見人等の立場から継続的に市民後見人の活動をサポートしていきます。

市民後見人とは

ご家族様や専門員(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の資格を持たない一般の市民の方が、養成講座を受講して成年後見制度について知識を習得した後、成年後見人等に就任してご本人様の支援を行うことです。

笠岡市・里庄町成年後見センターは、成年後見制度における中核機関として、その機能を果たし、成年後見制度を、あなたらしい生き方を、まもる、ささえる、かなえるために。

笠岡市福祉ボランティア団体紹介

共に生きる力 善意の力 相互協力の力

活動希望の方はご連絡下さい。
(社協：62-3507)

名称	笠岡手話サークル★	笠岡点字サークル★	笠岡音楽の会★	笠岡市ヘルスポランティアの会★	笠岡要約筆記サークル★
活動日	【交流会】毎月第2月曜日 【定例会】毎月第1・3・4月曜日 【役員会】毎月 【例会】19:00～21:00	毎月第1・3金曜日 13:30～15:30	毎週木曜日 10:00～15:00	年事業計画により活動	第2・4火曜日 13:30～16:00
代表者	橋本 晴美	河上 鋭永	東山 和子	森岡 聡子	岡本 美代子
主な活動内容	■手話通訳者の育成 ■手話技術の向上 ■懇談会・講習会・研究会の開催 ■他サークルとの連絡およびサークル活動などに参加 ■手話通訳、聴覚障がい者との交流	■点訳本の作成(日本文学) ■福祉教育の推進(体験学習等) ■点字の基礎 ■製本講習 ■視覚障がい者の方々と ■初級者養成講座(パソコン・ライトプレーヤー)	■音声訳広報の製作(笠岡市広報・笠岡市議会便り・笠岡社協だより) ■声の宅配便製作 ■録音図書製作(CD盤) ■対面朗読会の開催 ■講座の開催(朗読講座・養成講座・パソコン講座)	■老人介護施設等での活動 ■自立支援デイサービスでの補助活動 ■機能訓練事業での補助活動 ■夢ウエル丸への協力活動 ■総会・講習会・研修会等の開催	■聴こえの不自由な人へ、その場で文字にして情報を伝える活動 ■講演会 ■学校行事 ■各種講座・集会など
コメント	この会は、手話技術を学び、聴覚障がい者と共に社会福祉の増進を図ることを目的としています。 	点訳活動を通じ、視覚障がい者の方々と交流を深め、福祉の増進につとめています。校正は視覚障がい者の協力を得て行っており、迅速なニーズへの対応を目指しています。 またパソコン導入や、表記法の改正、ライトプレーヤー・プリンタの使用の研修会などを実施しています。 	視覚障がい者など、活字印刷物による読書が困難な方々を対象に、録音図書や、諸広報誌などの朗読奉仕をし、福祉増進を図ること、また朗読技術を学びながら会員の親睦を深めていきます。 	急速に進む高齢化社会の中で、お互い人間として、ふれあい・助け合い・励まし合い、共に生きる地域づくりに少しでも協力し、思いやりのある地域づくりの一端を担うことを目標にしています。 	「聞こえ」の不自由な方のコミュニケーションの方法として、まず思い出されるのが手話でしょう。それ以外に要約筆記(文字で伝達するもの)があります。耳から入る情報をリアルタイムで要約し、文字にして相手に伝える方法です。私たちサークルは少しでも難聴者・中途失聴者の方々の手助けが出来るよう息の長い活動を目指しています。
名称	笠岡手引きの会★	笠岡通訳ボランティア★	笠岡市認知症介護ボランティアの会	聴覚・サポートかけはし	笠岡白百合の会
活動日	毎月第4土曜日 13:30～15:30	自立デイサービス実施日(火・木・金)午前・午後	毎月第3土曜日 10:00～11:30	随時	毎月第1水曜日 13:00～16:00
代表者	河田 弥生	真鍋 芳郎	中村 政子	原田 修三	木山 千浪
主な活動内容	■情報交換・コミュニケーション学習 ■通訳・ガイド実習 ■市の行事に参加する盲ろう者・視覚障がい者に対するガイドの協力	■社協『いきがいデイサービス』の送迎・介助 ■安全運転講習会 ■身障者介護講習会 ■総会・役員会・交流会 ■普通救命講習会	■認知症高齢者など、その介護者の支援活動 ■会員相互の情報交換 ■その他、目的を達成するために必要な行動	■花見 ■視察見学 ■パソコン講座 ■手話教室 ■キャンプ ■料理教室 ■クリスマス会 ■協働作業所の支援活動など。	■心のケアを目的とし、病院や施設などにおいて、話し相手希望しておられる方を訪問させていただき、分かち合いの時間を過ごしています。
コメント	・盲ろう者、視覚障がい者と一緒にはスポーツ、料理、手摺り、研修旅行等を通じて、通訳ガイドの勉強をしています。 ※盲ろう者とは、視覚と聴覚両方に障害がある人です。	あなたの手となり足となる(ドアtoドア)送迎サービスをモットーに、社会福祉協議会での生きがいデイサービスの運転と介助を行っています。 また、介護講習会や運転講習会も行い、地域の皆さんの住みよい地域づくりを目指して日々活動しています。 	認知症高齢者と家族の心の支援を通じ、精神的な負担を軽減できるように頑張っています。 	聴覚障がい児(者)みみっこの会を応援するボランティア団体です。	毎月第1水曜日午後1時～午後4時に老人福祉センターで活動しています。活動しています。心のケアを目的とし、病院や施設などで話し相手希望しておられる方を訪問し、どんなことでも安心して語り合えるひとときを共有する会です。 

★＝笠岡市福祉ボランティア連絡協議会に加盟している団体

笠岡市施設一覧表

R4.4.1現在

種別	施設名	所在地	電話	経営主体	定員	開設
特別養護老人ホーム						
	三愛園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	120	S49.9.1
	天神荘	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	110	S56.9.1
	瀬戸内荘	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	30	H6.2.1
	飛鳥の里三清荘	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	100	H26.6.1
地域密着型介護老人福祉施設						
	小規模特別養護老人ホームみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	29	H25.4.1
	特別養護老人ホーム海	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	20	H28.10.1
老人保健施設						
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	100	H2.4.1
	ナーシングホーム三愛	笠岡 1080-1	63-3101	(福)サンフェニックス	100	H2.4.2
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	100	H4.4.1
	くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	50	H6.4.11
	瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医社団)清和会	70	H8.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	80	H8.10.1
介護療養型医療施設						
	きのこエスポアール病院	東大戸 2908	63-0727	(医社団)きのこ会	60	H12.4.1
介護付有料老人ホーム						
	ドルフィン笠岡	入江 151-1	67-6330	(株)ドルフィンエイト	30	H18.5.1
	ドルフィン拓海	拓海町 182	66-6622	(株)ドルフィンエイト	30	H24.4.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	40	H30.8.1
訪問介護・総合事業訪問介護						
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	—	H12.4.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	—	H23.4.1
	サンキ・ウエルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	(株)サンキ・ウエルビー	—	H19.11.1
	ケアサービス笠岡	吉田 35-3	69-5123	(株)アリスジャパン	—	H13.8.15
	三愛園訪問介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	—	H12.4.1
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 5300-6	67-5599	(福)天神会	—	H12.4.1
	飛鳥の里三清荘訪問介護事業所	関戸 837-1	65-1106	(福)経山会	—	H26.6.1
訪問看護						
	訪問看護ステーションくじば	笠岡 5099-2	62-6321	(医)緑十字会	—	H7.2.1
	訪問看護ステーション瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-7171	(医社団)清和会	—	H10.7.1
	訪問看護ステーションライフグッド	小平井 2039-2	63-8507	(株)西生会	—	R3.4.1
通所介護・総合事業通所介護						
	天神荘デイサービスセンター	神島 3626-7	67-1456	(福)天神会	25	S62.3.1

	瀬戸内荘デイサービスセンター	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	25	H6.4.1
	小北リハビリ型デイサービス絆	甲弩 1807-4	65-2011	(株)リハビリ型デイサービス絆	30	H28.10.1
	笠岡北デイサービスセンター	吉田 35-3	65-3917	(株)アリスジャパン	25	H17.5.1
	国定病院デイサービスじゃんけんぼん	西大島 2701-10	69-7765	(医)萌生会国定病院	40	H15.5.1
	創心会リハビリ倶楽部笠岡	生江浜 826	66-2101	(株)創心會	35	H21.5.1
	デイサービス千寿館	美の浜 27-14	69-7560	(株)成和サポート	20	H26.5.1
	デイサービスセンターよつばよしはま	吉浜 2455-2	66-0428	(株)よつば	92	H26.5.1
	デイサービス鶴寿館	美の浜27-15	75-0272	(株)成和サポート	22	H28.10.1
	デイサービスくりの木	篠坂 227 番地 1	66-2162	(株)ライフサポート増成	23	H28.10.1
	デイサービス いちじく	用之江 355-1	61-4491	(株)てごや	20	H29.6.1
地域密着型通所介護・総合事業通所介護						
	デイサービスセンター赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1
	デイサービスにいやま	山口 3255-1	69-5055	(有)笹井ケアセンター	18	H16.12.1
	夢ゆめハウス	九番町 1-22	63-6633	(NPO)おかやま多機能サポートネット	17	H16.10.1
	デイサービスよつちやれ	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	10	H17.3.1
	海社デイサービスほほえみ	北木島町 3199	68-3008	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H19.2.1
	海社デイサービスすみれ	北木島町 10364-29	68-2911	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.1.1
	海社デイサービスだんだんの家	白石島 1222	69-8388	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.4.1
	デイサービス真奈井	高島 4758	69-7171	(有)あいあい	10	H22.3.1
	海社デイサービスうらの家	真鍋島 4006-10	68-3377	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H23.4.1
	デイサービスえがお	神島外浦 1713	67-2977	(株)山 桜 の 郷 え が お	18	H24.7.1
	笠岡リハビリ型デイサービス絆	二番町 5-13	62-6255	(株)リハビリ型 デイサービス絆	15	H24.9.1
	デイサービスここあ	尾坂 655-4	65-3264	(株)ここあ	10	H25.3.1
	デイサービスいこい	北木島町 13198-4	68-2520	(特非)笠岡ふるさと支援センター	10	H27.8.1
	デイサービス くじば	笠岡 5120-8	63-1690	(医)緑十字会	18	H28.5.1
認知症対応型通所介護						
	デイサービスももの木	篠坂 226	66-2121	(株)ライフサポート増成	12	H20.11.1
	デイサービスセンター赤い屋根の家 和	大井南 25-11	66-2611	(合資)タナ・スマイル	12	R1.7.1
通所リハビリテーション						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	30	H12.4.1
	介護老人保健施設瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-4774	(医社団)清和会	60	H8.2.12
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	20	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-2323	(福)天神会	40	H12.4.1

	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	30	H12.4.1
短期入所生活介護(ショートステイ)						
	瀬戸内荘ショートステイ	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	16	H6.4.1
	三愛園短期入所生活介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	10	S49.9.1
	天神荘ショートステイ	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	10	S56.6.17
	飛鳥の里三清荘ショートステイ	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	20	H26.6.1
	ショートステイみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	空床 利用	R3.11.1
短期入所療養介護(ショートステイ)						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	空床 利用	H12.4.1
	介護老人保健施設 瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医)社団)清和会	空床 利用	H12.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	空床 利用	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	空床 利用	H12.4.1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	空床 利用	H12.4.1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)						
	笠岡市炉端の家	吉浜 1399	66-4556	(医社団)きのこ (笠岡市指定管理者)	9	H8.5.9
	グループホーム新賀	新賀 3220-25	63-5172	(福)新生寿会	9	H12.4.1
	グループホームあんきな家	新賀 3220-8	63-5190	(医社団)きのこ会	9	H12.9.1
	グループホーム新賀Ⅱ(きのこのき)	新賀 3220-28	62-5380	(福)新生寿会	9	H13.4.1
	グループホームローゴム	東大戸 2712-3	63-0909	(医社団)きのこ会	18	H13.7.1
	グループホーム赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1
	グループホーム愛の郷笠岡	生江浜 585-1	69-6211	(NPO)エルダーサポ ート協会	18	H16.3.1
	グループホーム泰山木	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	18	H17.3.1
	グループホームみたけ	西大島 3253	69-7755	ライフサポート安心企 業組合	9	H19.2.1
	グループホームあいあい	白石島 455	68-3331	(株)アメニティーサービ ス社	9	H20.10.1
	グループホーム桃源の家大島	西大島 4415-1	69-7680	(NPO)エルダーサポ ート協会	18	H22.1.1
	グループホーム菊の里	吉田 39-1	69-5588	(株)アリスジャパン	18	H23.4.1
小規模多機能型居宅介護						
	あんしん多機能ホーム	西大島 3256	67-7300	ライフサポート安心企 業組合	登録 25 通い 15 宿泊 9	H25.3.15
	ささえ愛の家 ハーモニー西大戸	西大戸 810-1	61-4767	(認定 NPO)ハーモニー ネット未来	登録 25 通い 15 宿泊 9	R1.11.1
居宅介護支援事業所						
	アリスジャパン居宅介護支援事業 所	吉田 35-3	69-5130	(株)アリスジャパン	—	H11.8.15
	(医)緑十字会居宅介護支援事業 所くじば	笠岡 5102-15	62-5995	(医)緑十字会	—	H11.10.1

	笠岡市社協指定居宅介護支援事業所	十一番町 16-2(サンライ フ笠岡内)	62-3933	(福)笠岡市社会福祉 協議会	—	H12.4.1
	笠岡第一病院いこい指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-0073	(医社団)清和会	—	H11.10.1 3
	三愛園指定居宅介護支援事業所	笠岡 1080-1	63-5422	(福)サンフェニックス	—	H11.10.1
	指定居宅介護支援事業所角田医療器株式会社	笠岡 5891-11	69-2774	(株)角田医療器	—	H12.1.1
	瀬戸内荘指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	—	H12.1.1
	創心会居宅介護センター笠岡	生江浜 826	66-0037	(株)創心會	—	H21.1.1
	天神荘指定居宅介護支援事業	神島 3626-7	67-5566	(福)天神会	—	H11.10.1
	大迫ケアプランニング事務所	神島 4388	67-3376	(株)信和トラスト	—	H24.4.1
	こころみの家	小平井 2074-1	63-0787	(株)こころみの家	—	H24.6.1
	居宅介護支援事業所ももの木	篠坂 227-1	66-2126	(株)ライフサポート増成	—	H24.11.1
	きのこ老健居宅介護支援事業所	東大戸 2912-3	61-4210	(福)新生寿会	—	H28.2.1
	支援ステーションにいやま	山口 3253-1	69-5055	(株)笹井ケアセン ター	—	H28.6
地域包括支援センター						
	笠岡市地域包括支援センター	十一番町 1-3	62-6662	(福)笠岡市社会福祉 協議会(笠岡市委託)		H18.4.1
ケアハウス						
	ケアハウスこうのしま	神島 3626-8	67-6011	(福)天神会	90	H5.4.1
	ケアハウス三愛	笠岡 1080-1	63-4600	(福)サンフェニックス	40	H6.4.1
	サービスハウスえすぽ	東大戸 2712-4	63-0707	(福)新生寿会	30	H8.10.1
	ケアハウスやすらぎ	笠岡 5102-1	69-2800	(福)緑風会	30	H10.8.17
住宅型有料老人ホーム						
	美の浜コート	美の浜 2-8	67-0290	(医社団)清和会	11	H24.4.1
	青松楼	十一番町 11-7	63-7060	(福)サンフェニックス	55	H26.11.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	30	H30.8.1
老人福祉センター						
	笠岡市老人福祉センター	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協 議会 (笠岡市指定管理者)	A型	S58.5.9
保健センター						
	笠岡市保健センター	十一番町 1-3	62-5701	(福)笠岡市社会福祉協 議会 (笠岡市指定管理者)		H4.4.1
全天候型ゲートボール場						
	ゲンキかさおか広場	十一番町 15	62-4353	(福)笠岡市社会福祉協 議会 (笠岡市指定管理者)		H5.11.7
養護老人ホーム						

	敬愛園	神島外浦 1-1	67-1767	岡山県西部地区養護老人ホーム組合	60	S26.1.17
認知症介護研修センター						
	笠岡市認知症介護研修センター	吉浜 1399	69-6333	(福)新生寿会 笠岡市		H14.4.1
ボランティア集会所						
	ボランティアハウス	十一番町 14-3		笠岡市福祉ボランティアハウス連絡協議会 (笠岡市指定管理者)		H3.5.7
社会福祉協議会						
	笠岡市社会福祉協議会	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会		S41.4.1
児童養護施設						
	悲眼院	走出 1303	65-0118	個人	70	S25.10.1
救護施設						
	恵風荘	用之江 429-1	66-0751	笠岡市	50	S36.7.27
居宅介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1
	ケアサービス笠岡	吉田字山中 35番 3 号	69-5123	(株)アリスジャパン	-	H21.7.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
重度訪問介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
同行援護						
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
短期入所						
	障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	8	H4.4.1
	短期入所事業所笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	4	H21.9.1
	日中サービス支援型 指定共同生活援助 笠岡学園	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	2	R2.4.1

	(緊急時受入・対応)					
	ときわ短期入所事業所	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	2	H22.4.1
生活介護事業所						
	障害者支援施設こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.4.1
	障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	50	H21.4.1
	わかば	押撫花屋 504	69-6162	(福)敬業会	20	H22.4.1
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1
	ときわ通園センター	有田 1778	66-2080	(福)敬業会	6	H22.4.1
	重度障害支援センターすまいるハウス	神島 4959	69-7776	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1
	生活介護事業所 三洋	中央町 20-4	62-3040	(NPO)笠岡を元気にする会	20	R2.4.1
就労移行支援						
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	6	H21.4.1
	多機能型事業所 HappyComeCome	中央町 19-10	070-8338-4425	(一社)未来幸路	6	R2.12.1
	コーリングサポ笠岡	金浦 1371-2	61-4573	(同)DUG 研究所	20	R3.12.1
就労継続支援(A型)						
	就労継続支援A型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	20	H23.12.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	10	H24.4.1
	ワンズゴール	笠岡 2481-6	60-0777	(株)ワンズゴール	20	H24.5.1
	リンクスライヴ笠岡	十一番町 11-54	63-1800	(株)リンクスライヴ	19	H29.8.1
就労継続支援(B型)						
	手むすびルーム	十一番町 13-9	62-2216	(福)手むすびルーム	20	H18.10.1
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	34	H21.4.1
	すみれ事業所	笠岡 2685	62-4363	(NPO)すみれ会	20	H23.1.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	15	H24.4.1
	未来への絆	大井南 43-3	63-1817	(NPO)未来への絆	20	H28.9.1
	就労継続支援 B 型 Apple	神島 3628-16	67-5515	(福)天神会	20	H29.5.1
	シェル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	20	H29.7.1
	パンジー	笠岡 2662	62-6396	(NPO)すみれ会	20	H30.4.1
	多機能型事業所 HappyComeCome	神島 4140-1	070-8338-4425	(一社)未来幸路	14	R2.12.1
	就労継続支援 B 型作業所小松(さとみ)	中央町 33-1	61-4221	(NPO)笠岡を元気にする会	20	H30.10.1
	就労継続支援 B 型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	10	R3.12.1
就労定着支援						
	就労定着支援事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ		H30.4.1
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会		R1.6.1

施設入所支援						
ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1	
障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	40	H21.4.1	
障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.10.1	
共同生活援助(グループホーム)						
共同生活援助事業所笠岡学園	金浦 736-5 (全 4 力所)	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	17	H18.10.1	
日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 笠岡学園	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	18	R2.4.1	
ときわ共同生活支援事業所	有田 1778 (全 4 力所)	66-3605	(福)敬業会	32	H18.10.1	
グループホームかがやき(第1棟)	生江浜 831	66-2188	(NPO)チームクローバー	5	H23.7.1	
グループホームかがやき(第2棟)	園井 294-3	69-0575	(NPO)チームクローバー	6	H26.10.1	
計画相談支援(特定)						
かさおか発達・生活サポートセンター	金浦 736-5	66-4148	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	H24.4.1	
ときわ相談支援事業所	押撫 504	69-6162	(福)敬業会	-	H26.1.1	
こうのしま荘障害者相談支援センター	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	-	H26.4.1	
特定相談支援事業所すみれ	笠岡 2685	62-5019	(NPO)すみれ会	-	H26.8.1	
特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望	-	H30.1.1	
のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	(NPO)のぞみ	-	R2.3.1	
計画相談支援事業所 山陽	笠岡 2503	090-2805-1122	(合)山陽	-	R2.8.1	
児童発達支援						
子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	30	S34.7.15	
発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H18.10.1	
重度障害支援センターすまいるハウス	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1	
こどもサポート教室「きらり」笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1	
児童発達支援事業所すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にする会	10	R2.9.1	
こどもアシスト「ぼの」 笠岡校	二番町4-30	60-0311	(株)三倉屋	10	R3.12.1	
保育所等訪問支援						
子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	S34.7.15	
放課後等デイサービス						
発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H24.4.1	
夢門塾ゆうゆう笠岡 (1 組・2 組)	西大島新田 161-1	60-0622	介護福祉サービス(株)	20	H29.3.1	
おひさま 笠岡事業所	美の浜 26-29	63-8025	(株)HUGHUG	10	H30.6.1	

	こどもサポート教室「きらり」 笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
	重度障害支援センター すまいるハウス	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるネットワ ーク	5	R3.8.1
	こどもアシスト「ぽの」 笠岡校	二番町4-30	60-0311	(株)三倉屋	10	R3.12.1
	児童発達支援事業所 すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にす る会	10	R4.4.1
計画相談支援(障がい児)						
	かさおか 発達・生活サポートセン ター	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事 業会		H24.4.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望		H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	特定非営利活動法人 のぞみ	-	R2.3.1
地域活動支援センターⅠ型						
	かさおか地域活動支援センター すみれ会	笠岡 2685	62-5024	(NPO)すみれ会 (笠岡市委託)	50	H18.10.1
地域活動支援センターⅡ型						
	こうのしま荘地域活動支援センタ ー	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会 (笠岡市委 託)	15	H18.10.1
地域活動支援センターⅢ型						
	味のつどい	中央町 19-1	63-6541	(NPO)チームクローバ ー (笠岡市委託)	10	H22.4.1
障がい者集いの場						
	障がい者集いの場 ばあー	中央町 11-3	61-4324	笠岡市	10	H29.4.1
精神障がい者ピアサロン						
	ピアサロン	笠岡 2108	63-6541	(NPO)チームクローバ ー (笠岡市委託)	5	R1.8.1
相談支援センター						
	笠岡市・里庄町相談支援センター	十一番町15	69-2030	(福)笠岡市社会福祉事 業会 (NPO)すみれ会 (笠岡市委託)		R4.1.11
中核機関						
	笠岡市・里庄町成年後見センター	十一番町 15	62-5590	(福)笠岡市社会福祉協 議会		R4.3.1
シルバー人材センター						
	笠岡市シルバー人材センター	十一番町 15	62-2100	(社)笠岡市シルバー人 材センター		H2.4.1
特別支援学校						
	県立西備支援学校	東大戸 5075-1	63-1603	岡山県		S56.1.1

(認定 NPO)ハーモニーネット未来	笠岡 5909	63-4955
(NPO)すみれ会	笠岡 2685	62-5024
(NPO)チームクローバー	中央町 19-1	63-6541
(NPO)ホリスティックライフ岡山	白石島 457-2	68-3044
(NPO)楽チンライフ	神島 1995	086-243-9719
(NPO)すまいるネットワーク	神島 4959	69-7776
(NPO)笠岡を元気にする会	四番町 3-20	63-0911
笠岡地区保護司会	笠岡 6002	62-3978
愛育委員協議会	中央町 1-1	69-2101
栄養委員協議会	中央町 1-1	69-2101
民生委員児童委員協議会	中央町 1-1	69-2133
笠岡市手をつなぐ親の会	生江浜 605-6	66-5054
笠岡市介護者の会	十一番町 15	62-3507
笠岡市認知症高齢者介護ボランティアの会	笠岡 3640-13	63-5418
笠岡市遺族連合会	園井 1855	63-2202
エンパワメント MOMO	大井南 60-6	62-3426

笠 岡 市 統 計 資 料

福祉施設

令和4年4月1日現在

施設区分	施設数	定員
特別養護老人ホーム	4	360
地域密着型介護老人福祉施設	2	49
老人保健施設	6	500
介護療養型医療施設	1	60
介護付有料老人ホーム	3	100
訪問介護事業所	7	
訪問看護ステーション	3	
通所介護(デイサービスセンター)	25	541
認知症対応型通所介護	2	24
通所リハビリテーション	5	180
短期入所生活介護	5	56
短期入所療養介護	5	
認知症グループホーム	12	162
小規模多機能型居宅介護	2	50
居宅介護支援事業所	14	
地域包括支援センター	1	
ケアハウス	4	190
住宅型有料老人ホーム	3	96
老人福祉センター	1	
保健センター	1	
全天候型ゲートボール場	1	
養護老人ホーム	1	60
認知症介護研修センター	1	
ボランティア集会所	1	
笠岡市社会福祉協議会	1	
児童養護施設	1	70
救護施設	1	50

施設区分	施設数	定員
居宅介護	6	
重度訪問介護	5	
同行援護	2	
短期入所	4	16
生活介護事業所	7	221
就労移行支援	3	32
就労継続支援(A 型)	4	69
就労継続支援(B 型)	11	213
就労定着支援	2	
施設入所支援	3	160
共同生活援助(グループホーム)	5	78
計画相談支援(特定)	7	
児童発達支援センター	1	30
児童発達支援事業所	5	45
放課後等デイサービス	7	75
計画相談支援(障がい児)	3	
地域活動支援センターⅠ型(精神)	1	50
地域活動支援センターⅡ型(身障)	1	15
地域活動支援センターⅢ型(知的・精神)	1	10
障がい者集いの場	1	10
笠岡市・里庄町相談支援センター	1	
笠岡市・里庄町成年後見センター	1	
シルバー人材センター	1	
県立西備支援学校	1	

障がい者・高齢者関係

各年度 4 月 1 日現在(県・全国の総人口比は 3 年度の 10 月 1 日現在)

項 目		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
笠岡市の人口	総人口 (人)	50,897	49,996	49,268	48,407	47,613	46,886	46,003
	うち男 (人)	24,386	23,918	23,555	23,203	22,842	22,512	22,096
	うち女 (人)	26,511	26,078	25,713	25,204	24,771	24,374	23,907
	世帯数 (世帯)	22,549	22,435	22,400	22,252	22,174	22,135	21,976
高齢人口 (65 歳以上)	高齢人口 (人)	17,364	17,375	17,386	17,335	17,306	17,301	17,265
	うち男 (人)	7,301	7,361	7,355	7,398	7,414	7,231	7,436
	うち女 (人)	10,063	10,014	10,031	9,937	9,892	10,070	9,829
	市・総人口比 (%)	34.1	34.8	35.3	35.8	36.3	36.9	37.5
	県・総人口比 (%)	28.7	29.2	29.6	30.0	30.2	30.7	30.5
	全国・総人口比 (%)	26.7	27.3	27.7	28.1	28.4	28.6	28.9
高齢人口 (60 歳以上)	高齢人口 (人)	21,042	20,906	20,836	20,748	20,652	20,574	20,453
	市・総人口比 (%)	41.3	41.8	42.3	42.9	43.4	43.9	44.5
老人クラブ	クラブ数 (クラブ)	85	78	78	77	74	70	68
	人数 (人)	4,392	4,005	3,883	3,662	3,365	3,194	2,994
身体障がい者数 (人)		2,263	2,227	2,146	2,027	2,008	1,963	1,916
知的障がい者数	知的障がい者数 (人)	407	407	455	461	474	475	483
	うち障がい者 (人)	326	326	365	376	389	400	414
	うち障がい児 (人)	81	81	90	86	85	75	69
	うち手帳A (人)	133	133	151	150	151	151	150
	うち手帳B (人)	274	274	304	311	323	324	333
精神障がい者数 (人)		253	275	333	362	367	380	338

要介護認定状況 各年 3 月 31 日現在(高齢者人口は各年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

年	高齢者人口	介護認定者数	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
H 30	17,386	3,547	385	913	492	608	403	447	299
H 31	17,335	3,568	433	942	550	606	404	360	273
R2	17,306	3,629	466	927	569	576	433	388	270
R3	17,301	3,631	468	934	587	570	421	394	257
R4	17,265	3,630	474	889	604	569	402	426	266

住 民 登 録 人 口

令和4年4月1日現在

地区名	世帯	男	女	計	地区名	世帯	男	女	計
富岡	1,198	1,124	1,172	2,296	春日台	248	221	248	469
中央町	408	372	429	801	大井南	1,083	1,312	1,353	2,665
大磯	174	152	178	330	小平井	466	513	514	1,027
伏越	203	172	197	369	東大戸	349	376	390	766
宮地	153	130	157	287	西大戸	110	119	134	253
浜田	131	127	152	279	大井	2,256	2,541	2,639	5,180
仁王堂	4	1	4	5	吉田	754	780	825	1,605
本町	56	38	62	100	関戸	275	261	285	546
住吉	108	99	91	190	尾坂	146	158	157	315
西本町東	375	404	412	816	吉田	1,175	1,199	1,267	2,466
西本町西	181	135	181	316	新賀	286	258	291	549
正寿場	83	61	81	142	山口	422	451	478	929
川辺屋南	128	118	123	241	新山	708	709	769	1,478
川辺屋北	535	579	574	1,153	みの越	4	4	0	4
追分	186	201	202	403	みの越	4	4	0	4
殿川北	338	278	331	609	大島中	556	552	591	1,143
殿川南	18	21	16	37	西大島	818	876	957	1,833
笠岡	4,279	4,012	4,362	8,374	西大島新田	454	521	572	1,093
一番町	234	186	237	423	大島	1,828	1,949	2,120	4,069
二番町	106	90	95	185	横島	424	491	502	993
三番町	104	92	107	199	入江	489	506	574	1,080
四番町	68	65	72	137	横江	913	997	1,076	2,073
五番町	199	189	156	345	新横島	262	291	305	596
六番町	16	13	14	27	新横島	262	291	305	596
七番町	99	98	118	216	美の浜	1,013	1,094	1,172	2,266
九番町	51	54	66	120	美の浜	1,013	1,094	1,172	2,266
十一番町	259	257	279	536	神島	859	841	966	1,807
緑町	158	145	133	278	神島内	859	841	966	1,807
番町	1,294	1,189	1,277	2,466	神島外浦	293	242	268	510
旭が丘	405	393	463	856	高島	45	35	36	71
金浦	557	552	545	1,097	飛島	56	32	42	74
吉浜	475	497	533	1,030	神島外	394	309	346	655
生江浜	557	583	622	1,205	走出	482	482	526	1,008
大河	95	93	106	199	甲弩	428	419	483	902
相生	83	83	97	180	北川	910	901	1,009	1,910
金浦	2,172	2,201	2,366	4,567	白石島	268	176	225	401
園井	271	259	294	553	白石島	268	176	225	401
今立	270	248	322	570	大浦	184	116	144	260
馬飼	102	117	120	237	楠	17	9	18	27
広浜	97	90	99	189	豊浦	82	54	64	118
絵師	242	314	327	641	金風呂	155	107	134	241
今井	982	1,028	1,162	2,190	北木島	438	286	360	646
城見台	392	445	470	915	真鍋島	108	72	91	163
西茂平	26	31	17	48	六島	30	28	19	47
大宜	324	338	372	710	真鍋	138	100	110	210
用之江	333	369	397	766	港町	5	5	0	5
茂平	339	364	366	730	カブト東町	12	5	13	18
城見	1,414	1,547	1,622	3,169	カブト中央町	20	8	15	23
有田	230	248	243	491	拓海町	57	92	71	163
押撫	88	102	120	222	干拓地	94	110	99	209
篠坂	147	146	168	314					
入田	110	116	124	240	総合計	21,976	22,096	23,907	46,003
陶山	575	612	655	1,267					

年 齡 別 人 口 推 移

令和4年4月1日現在

	男						女						合計					
	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1
0～4 歳	659	647	642	626	591	572	685	613	622	602	586	532	1,344	1,260	1,264	1,228	1,177	1,104
5～9 歳	896	860	855	819	812	799	882	873	833	825	787	767	1,778	1,733	1,688	1,644	1,599	1,566
10～14 歳	941	946	926	920	929	915	894	877	901	890	898	892	1,835	1,823	1,827	1,810	1,827	1,807
15～19 歳	1,062	1,053	1,028	1,001	977	959	1,039	1,018	989	966	945	869	2,101	2,071	2,017	1,967	1,922	1,828
20～24 歳	1,139	1,112	1,120	1,111	1,096	1,060	1,037	1,029	1,002	991	958	945	2,176	2,141	2,122	2,102	2,054	2,005
25～29 歳	988	988	983	973	946	906	947	948	945	940	928	874	1,935	1,936	1,928	1,913	1,874	1,780
30～34 歳	1,078	1,077	1,052	1,025	1,000	1,005	972	948	931	919	912	897	2,050	2,025	1,983	1,944	1,912	1,902
35～39 歳	1,225	1,159	1,153	1,157	1,119	1,114	1,110	1,095	1,076	1,078	1,048	983	2,335	2,254	2,229	2,235	2,167	2,097
40～44 歳	1,337	1,328	1,272	1,214	1,199	1,172	1,314	1,238	1,172	1,133	1,099	1,062	2,651	2,566	2,444	2,347	2,298	2,234
45～49 歳	1,613	1,605	1,612	1,617	1,594	1,579	1,639	1,644	1,647	1,606	1,571	1,525	3,252	3,249	3,259	3,223	3,165	3,104
50～54 歳	1,487	1,453	1,469	1,474	1,548	1,542	1,526	1,513	1,518	1,542	1,563	1,596	3,013	2,966	2,987	3,016	3,111	3,138
55～59 歳	1,544	1,560	1,572	1,555	1,472	1,468	1,571	1,558	1,537	1,535	1,525	1,517	3,115	3,118	3,109	3,090	2,997	2,985
60～64 歳	1,660	1,640	1,613	1,587	1,598	1,569	1,694	1,709	1,706	1,719	1,686	1,619	3,354	3,349	3,319	3,306	3,284	3,188
65～69 歳	1,923	1,848	1,815	1,793	1,763	1,723	1,973	1,904	1,845	1,790	1,752	1,722	3,896	3,752	3,660	3,583	3,515	3,445
70～74 歳	1,843	1,921	1,978	2,038	2,086	2,086	2,035	2,054	2,112	2,146	2,225	2,201	3,878	3,975	4,090	4,184	4,311	4,287
75～79 歳	1,469	1,460	1,450	1,387	1,339	1,344	1,793	1,831	1,833	1,829	1,760	1,706	3,262	3,291	3,283	3,216	3,099	3,050
80～84 歳	1,080	1,066	1,041	1,037	1,063	1,084	1,583	1,575	1,520	1,510	1,535	1,589	2,663	2,641	2,561	2,547	2,598	2,673
85～89 歳	734	727	747	784	779	772	1,383	1,359	1,380	1,395	1,368	1,354	2,117	2,086	2,127	2,179	2,147	2,126
90～94 歳	299	325	326	322	324	344	820	854	834	823	826	838	1,119	1,179	1,160	1,145	1,150	1,182
95～99 歳	57	60	56	65	71	79	288	280	299	309	327	345	345	340	355	374	398	424
100歳以上	8	7	8	7	6	4	62	56	69	71	75	74	70	63	77	78	81	78
合計	23,042	22,842	22,718	22,512	22,312	22,096	25,247	24,976	24,771	24,619	24,374	23,907	48,289	47,818	47,489	47,131	46,686	46,003

行政区・年齢別人口集計一覧表

令和4年4月1日現在

No.1

地 区	笠岡		番町		金浦		今井		城見		陶山		大井		吉田		新山		みの越		北川		大島		横江	
世帯数	4,279		1,294		2,172		982		1,414		575		2,256		1,175		708		4		910		1,828		913	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0～4 歳	126	123	24	37	60	55	19	28	43	36	12	3	69	51	10	10	14	13	0	0	17	11	57	52	33	35
5～9 歳	162	151	28	48	72	81	37	40	51	45	15	9	76	64	41	40	15	21	0	0	33	33	83	80	58	41
10～14 歳	171	152	44	60	98	81	48	41	56	71	23	14	79	89	44	45	32	25	0	0	45	28	92	102	44	54
15～19 歳	149	124	59	52	96	81	42	61	70	64	23	27	105	103	46	53	38	19	0	0	40	46	78	64	67	58
20～24 歳	193	135	72	39	104	81	55	49	67	53	22	38	131	122	56	56	27	34	3	0	39	62	82	66	65	38
25～29 歳	165	182	66	64	73	74	31	27	60	58	31	17	129	123	41	29	23	17	1	0	25	33	64	63	45	45
30～34 歳	212	193	67	47	77	92	47	42	65	58	21	24	129	100	56	41	18	14	0	0	36	30	104	79	43	50
35～39 歳	218	187	52	48	120	97	56	44	75	69	23	20	123	96	58	60	23	26	0	0	30	34	109	90	64	55
40～44 歳	237	205	61	53	116	121	55	55	88	90	30	22	103	105	60	47	42	23	0	0	53	47	121	115	57	51
45～49 歳	288	276	94	88	150	152	92	85	100	93	44	37	163	162	97	91	43	43	0	0	66	54	148	152	76	74
50～54 歳	286	271	98	101	164	154	80	78	94	99	41	45	185	221	89	101	50	56	0	0	62	47	123	133	64	77
55～59 歳	259	268	89	86	145	146	53	54	95	107	35	48	242	244	79	81	57	53	0	0	48	55	139	133	65	62
60～64 歳	259	276	93	78	153	157	61	67	120	133	45	33	264	274	81	72	52	49	0	0	58	70	115	125	61	65
65～69 歳	283	264	69	74	156	163	75	85	152	166	52	54	232	205	101	93	61	72	0	0	77	88	133	153	49	65
70～74 歳	344	406	91	83	210	219	113	129	185	155	64	74	191	185	129	136	82	67	0	0	104	101	184	192	80	91
75～79 歳	241	310	60	101	153	184	75	88	95	117	47	50	115	175	78	101	55	59	0	0	62	79	115	136	50	55
80～84 歳	181	341	59	95	136	173	47	58	66	93	36	50	105	138	74	90	40	65	0	0	45	67	87	129	31	53
85～89 歳	144	271	47	78	77	137	20	63	47	60	29	48	69	83	40	58	25	58	0	0	34	63	80	133	28	55
90～94 歳	71	152	15	38	33	79	19	49	14	33	13	21	24	75	17	43	9	38	0	0	22	47	29	68	16	38
95～99 歳	22	63	1	7	7	28	3	14	4	21	6	18	6	21	2	17	3	13	0	0	5	9	5	46	1	11
100歳～	1	12	0	0	1	11	0	5	0	1	0	3	1	3	0	3	0	4	0	0	0	5	1	9	0	3
合計	4,012	4,362	1,189	1,277	2,201	2,366	1,028	1,162	1,547	1,622	612	655	2,541	2,639	1,199	1,267	709	769	4	0	901	1,009	1,949	2,120	997	1,076
	8,374		2,466		4,567		2,190		3,169		1,267		5,180		2,466		1,478		4		1,910		4,069		2,073	
15歳未満	885		241		447		213		302		76		428		190		120		0		167		466		265	
年少人口率	10.6%		9.8%		9.8%		9.7%		9.5%		6.0%		8.3%		7.7%		8.1%		0.0%		8.7%		11.5%		12.8%	
15歳～64歳	4,383		1,407		2,353		1,134		1,658		626		3,124		1,294		707		4		935		2,103		1,182	
生産年齢人口率	52.3%		51.1%		51.5%		51.8%		52.3%		49.4%		60.3%		52.5%		47.8%		100.0%		49.0%		51.7%		57.0%	
65歳以上	3,106		818		1,767		843		1,209		565		1,628		982		651		0		808		1,500		626	
高齢化率	37.1%		33.2%		38.7%		38.5%		38.2%		44.6%		31.4%		39.8%		44.0%		0.0%		42.3%		36.9%		30.2%	

令和4年4月1日現在

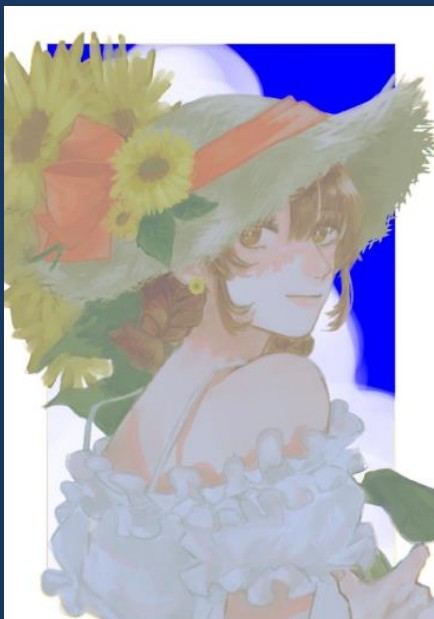
No.2

地 区	新横島		美の浜		神内		神外		高島		飛島		白石島		北木島		真鍋島		六島		干拓地		合計		
世帯数	262		1,013		859		293		45		56		268		438		108		30		94		21,976		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳	8	4	46	50	23	16	3	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	6	3	572	532	1,104
5～9 歳	9	16	55	55	42	25	8	9	0	0	0	0	1	2	3	1	0	0	1	0	9	6	799	767	1,566
10～14 歳	12	14	66	56	40	34	8	11	1	0	0	0	0	2	0	3	1	2	1	1	10	7	915	892	1,807
15～19 歳	12	11	71	42	36	48	7	0	1	2	0	0	4	5	2	0	3	2	1	0	9	7	959	869	1,828
20～24 歳	8	6	73	110	41	38	5	6	1	0	0	0	3	3	3	0	1	0	0	10	5	1,060	945	2,005	
25～29 歳	14	5	85	83	28	39	5	2	1	0	0	0	3	2	4	4	4	1	0	0	8	6	906	874	1,780
30～34 歳	10	6	75	64	25	35	5	3	1	0	0	0	4	1	4	5	1	1	0	0	5	12	1,005	897	1,902
35～39 歳	18	7	66	70	44	43	10	17	2	0	0	0	6	3	5	2	2	0	1	0	9	15	1,114	983	2,097
40～44 歳	17	14	59	58	40	38	11	5	1	1	0	1	1	2	8	2	0	0	0	0	12	7	1,172	1,062	2,234
45～49 歳	28	20	96	91	58	68	16	9	1	3	1	1	2	7	3	5	1	2	2	2	10	10	1,579	1,525	3,104
50～54 歳	19	27	77	95	63	51	14	9	3	0	2	0	6	8	16	13	0	4	1	2	5	4	1,542	1,596	3,138
55～59 歳	17	18	64	66	32	52	9	13	1	0	1	1	7	7	18	19	6	2	1	0	6	2	1,468	1,517	2,985
60～64 歳	12	14	69	75	54	66	18	17	2	6	3	2	17	14	22	16	5	5	3	2	2	3	1,569	1,619	3,188
65～69 歳	14	17	66	60	76	65	31	29	2	2	4	0	29	25	42	29	14	7	4	2	1	4	1,723	1,722	3,445
70～74 歳	24	51	58	84	89	96	29	31	6	3	4	5	22	26	52	54	13	8	9	4	3	1	2,086	2,201	4,287
75～79 歳	33	38	25	38	57	68	14	21	3	3	7	7	23	25	31	43	3	4	1	1	1	3	1,344	1,706	3,050
80～84 歳	21	21	25	27	40	55	17	16	3	6	3	8	16	21	43	65	4	14	1	2	4	2	1,084	1,589	2,673
85～89 歳	11	10	16	21	32	56	19	40	5	6	4	8	13	30	21	55	10	20	1	1	0	0	772	1,354	2,126
90～94 歳	3	6	2	21	16	35	12	20	1	4	2	5	16	28	5	27	5	9	0	2	0	0	344	838	1,182
95～99 歳	1	0	0	6	5	33	1	5	0	0	1	2	2	10	3	11	0	8	1	0	0	2	79	345	424
100歳～	0	0	0	0	0	5	0	3	0	0	0	2	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	4	74	78
合計	291	305	1,094	1,172	841	966	242	268	35	36	32	42	176	225	286	360	72	91	28	19	110	99	22,096	23,907	
	596		2,266		1,807		510		71		74		401		646		163		47		209		46,003		
15歳未満	63		328		180		41		1		0		8		9		3		3		41				4,477
年少人口率	10.6%		14.5%		10.0%		8.0%		1.4%		0.0%		2.0%		1.4%		1.8%		6.4%		19.6%				9.7%
15歳～64歳	283		1,489		899		181		26		12		105		154		40		15		147				24,261
生産年齢人口率	47.5%		65.7%		49.8%		35.5%		36.6%		16.2%		26.2%		23.8%		24.5%		31.9%		70.3%				52.7%
65歳以上	250		449		728		288		44		62		288		483		120		29		21				17,265
高齢化率	41.9%		19.8%		40.3%		56.5%		62.0%		83.8%		71.8%		74.8%		73.6%		61.7%		10.0%				37.5%

高校生×ボランティア×地域応援でイラストを募集しました。作品に込めた想いとともにご覧ください。



コロナによって、夏祭も中止になる等、様々な行事が開催できず残念な思いをされている方が多くいらっしゃると思いますが、この絵を見て少しでも明るい気持ちになってほしいです。



夏らしい作品に仕上げました。自分の作品で少しでも明るい気分になっていただけると嬉しいです。



しゃぼん玉を描いたのは今の状況もいつかは終わるという意味も入れて描きました。



ひまわりの絵で見る人に笑顔になってほしい



おだやかな気持ちになってほしい

イラスト作品 笠岡高等学校 矢掛高等学校 テーマ『ひまわり』をモチーフに、地域を応援

令和4年8月20日開催
第13回かさおかハートフル社会福祉大会 関連資料
笠岡市社会福祉協議会 発行